

令和元年度柴田町議会 3月会議会議録 (第1号)

出席議員 (18名)

1番	森 裕樹	君	2番	加藤 滋	君
3番	安藤 義憲	君	4番	平間 幸弘	君
5番	桜場 政行	君	6番	吉田 和夫	君
7番	秋本 好則	君	8番	斎藤 義勝	君
9番	平間 奈緒美	君	10番	佐々木 裕子	君
11番	安部 俊三	君	12番	森 淑子	君
13番	広沢 真	君	14番	有賀 光子	君
15番	舟山 彰	君	16番	白内 恵美子	君
17番	水戸 義裕	君	18番	高橋 たい子	君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂	君
副 町 長	水戸 敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原 光男	君
総務課長 併 選挙管理委員会書記長	佐藤 芳	君
まちづくり政策課長	平間 雅博	君
財 政 課 長	鈴木 俊昭	君
税 務 課 長	水上 祐治	君
町民環境課長	安彦 秀昭	君
健康推進課長	佐藤 浩美	君
福祉課長	平間 清志	君
子ども家庭課長	水戸 浩幸	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	斎藤 良美 君
総務課副参事	相原 健一 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	藤原 政志 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
次 長	畑 山 慎太郎
主 幹	伊 藤 純 子
主 査	佐 山 亨

議 事 日 程 (第1号)

令和2年3月2日(月曜日) 午前9時30分 再会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 開催期間の決定

第 3 諸報告

(1) 議長報告

(2) 町政報告

第 4 報告第19号 専決処分の報告について(平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事(建築工事)(債務負担行為)請負変更契約について)

- 第 5 令和元年度9月会議時 総務常任委員会付託
陳情第6号 柴田町第30行政区の防災等に関する陳情書
- 第 6 施政方針
- 第 7 議案第70号 固定資産評価審査委員の選任について
- 第 8 議案第71号 柴田町行政区長会条例
- 第 9 議案第72号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例
- 第10 議案第73号 柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第74号 柴田町交通指導隊条例及び柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条
例
- 第12 議案第75号 柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第76号 柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一
部を改正する条例
- 第14 議案第77号 指定管理者の指定について（柴田町地域活動支援センター）
- 第15 議案第78号 令和元年度柴田町地域福祉センター空調機器設備災害復旧工事請負契
約について
- 第16 議案第79号 令和元年度柴田小学校大規模改造工事（建築工事）請負契約について
- 第17 議案第80号 令和元年度西住小学校大規模改造工事（建築工事）請負契約について
- 第18 議案第81号 令和元年度船迫中学校大規模改造工事（建築工事）請負契約について
- 第19 議案第82号 平成30年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池
整備工事請負変更契約について
- 第20 議案第83号 令和元年度柴田町一般会計補正予算
- 第21 議案第84号 令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第22 議案第85号 令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第23 議案第86号 令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第24 議案第87号 令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第25 議案第88号 令和元年度柴田町水道事業会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再会

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和元年度柴田町議会3月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において10番佐々木裕子さん、11番安部俊三君を指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（高橋たい子君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。3月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日から3月17日までの16日間、うち土曜日、日曜日並びに9日から13日まで及び16日を議案調査及び委員会審査のため休会とし、実質6日間と意見が一致いたしました。よって、3月会議の開催期間は本日から3月17日までとすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日から3月17日までと決定いたしました。

なお、開催期間中の日程については、あらかじめお手元に配付いたしました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

また、3月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

次の日程に入る前に、宮城県町村議会議長会の第39回議会広報選考会において、議会広報「しばた議会だより」が入選いたしましたので、報告します。

議会広報常任委員長及び各委員の皆様にはご尽力を賜り、感謝を申し上げる次第でございます。

日程第3 諸報告

○議長（高橋たい子君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告いたします。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 3月会議、きょうから始まりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

報告事項は5件でございます。

まず第1件、1点目、台風19号等の被害及び防災マップ説明に係る地区懇談会等について申し上げます。

2月15日土曜日、16日日曜日の2日間、槻木生涯学習センター、船迫生涯学習センター、船岡生涯学習センターを会場として、台風19号等の被害及び防災マップ説明に係る地区懇談会を開催いたしました。

今回の台風による被害状況や町の対応等について正しくお伝えし、町民の皆さんからご意見をいただくこと、1月に配布した新しい防災マップの見方やマイ・タイムラインの作成方法について説明し、今後の自主防災に役立てていただくため開催したものです。

懇談会には、槻木生涯学習センターに83人、船迫生涯学習センターに128人、船岡生涯学習センターに77人の計288人の町民の方にご参加いただきました。

質疑応答では、22人の方から「避難所の運営」、「情報の伝達方法」、「古河水門の操作状況」、「槻木旧用水路の土砂崩れについて」など、多方面からさまざまなご意見をいただきました。今回いただいたご意見をもとに、令和2年度において新たな水害対策事業を新年度予算へ盛り込み、国や県と連携しながら「避難情報の共有」や「地域防災力の向上」を図りたいと思っております。

なお、災害時における情報発信の強化のため、2月28日に株式会社エフエムいわぬまと「緊急時における災害放送等に関する協定」を締結いたしました。

また、公益財団法人日本消防協会より、「初期消火訓練装置」一式とトランシーバー等の救

助活動用資機材を搭載した「消防車両」を寄贈していただきましたので、これらの訓練装置や消防車両を活用しながら、防災・減災に関する基礎知識の普及啓発に努めてまいります。

以上、台風19号等の被害及び防災マップ説明に係る地区懇談会等についてのご報告といたします。

2点目、令和元年度小中学校施設整備事業について申し上げます。

令和元年度の町内小中学校施設整備の状況ですが、平成30年度繰り越し事業として、小中学校空調設備整備事業については、昨年12月末までに3中学校のエアコン設置工事が完了し、現在6小学校で設置工事が進んでおります。3月までに完成する予定です。

大規模改造事業（トイレ）の洋式化工事については、柴田・西住小学校の校舎・屋体トイレ、槻木・船迫中学校の屋体の工事が完了しておりますが、槻木・船迫小学校の校舎・屋体、船岡・槻木中学校の校舎の工事については、台風19号の影響によりおこなわれている状況です。

令和元年度事業として、県小規模防災機能強化事業の3中学校武道場照明改修工事については、昨年12月に完成いたしました。

国の学校施設環境改善交付金事業の防災機能強化事業として、船岡・槻木・柴田小学校、槻木・船迫中学校の屋体照明器具等落下防止工事（LED化）は3月までに完成いたします。

大規模改造（老朽）事業として、東船岡小学校校舎及び体育館の1期・2期分については、現在、校舎の屋上防水、外壁や教室、廊下等の改修を進めております。また、柴田・西住小学校、船迫中学校の校舎、槻木中学校の西校舎、大規模改造（トイレ）事業の船岡・船迫中学校武道場のトイレ洋式化、一般事業分の西住・東船岡小学校プール耐震補強事業などは、工事に向け実施設計などを進めております。

さらに、令和2年2月13日付で、令和元年度国補正予算事業の学校施設環境改善交付金事業として、西住小学校、槻木・船迫中学校の体育館の大規模改造（老朽）事業が事業費合計3億円で内定の通知がありました。今後、国からの交付決定を受けて補正予算を作成し、議会へ提案したいと考えておりますので、議員各位の絶大なるご支援とご協力をお願い申し上げ、報告といたします。

3点目、柴田町・北上市姉妹都市締結40周年記念式典の開催について申し上げます。

岩手県北上市と本町が昭和55年1月25日に姉妹都市を締結し、40年の節目を迎えたことから、去る2月10日、北上市において「柴田町・北上市姉妹都市締結40周年記念式典」を開催いたしました。

これまで、北上市と本町は、姉妹都市を締結して以来、地域間交流、経済、教育、文化、ス

スポーツへの相互理解と友好親善を通じた交流を初め、災害時相互応援に関する協定の締結など、さまざまな分野で連携を深めながら友好関係を築き上げてきました。

記念式典では、柴田町から27人、北上市から57人の関係者が列席し、姉妹都市締結40周年を契機として、これまでの交流を大切にしながら、さらなる友好関係の構築と相互の発展を願い、「姉妹都市宣言書」を取り交わし、再宣言いたしました。また、これまでの交流等を振り返りながら、今後の交流等についてそれぞれの伝統芸能や観光資源などをキーワードに、高橋北上市長と記念対談を行いました。

式典後の祝賀会では、両市町の議会議長による歌声の披露などもあり、大変和やかな雰囲気の中での交流となりました。

議員各位を初め、これまでの関係者の皆様のご尽力に対し感謝申し上げますとともに、今後なお一層両市の交流が深まり発展することを願ひまして、柴田町・北上市姉妹都市締結40周年記念式典についての報告といたします。

4点目、槻木小学校6年生による「子ども議会」の開催について申し上げます。

令和2年2月6日、槻木小学校6年生105人が参加した子ども議会を開催いたしました。小学6年生は社会科の学習で政治の働きや日本国憲法などについて学んでおり、子ども議会に参加することで社会の仕組みを学ぶとともに、柴田町をより知ってもらいたいと考え、毎年開催しています。

槻木小学校は3回目の参加となりますが、ことしは児童たちが事前に町の出前講座を受け、柴田町について勉強し、まちづくりに対する興味や関心を深めておりました。

議会では、児童みずから考えた「笑顔の花咲く柴田町」のテーマに沿って、8人の子ども議員から信号機の点灯時間に対する要望などの身近なことから、子育て世代への支援などを求める町全体の未来に関する質問など、幅広い質問、提案をいただきました。

今回、答弁の際に関連する資料や画像などをスクリーンに投映し、子どもたちが少しでも理解しやすいよう工夫を凝らしました。子どもたちからは、「今回の経験を生かして勉強を頑張ります」という言葉をいただきましたので、これからも未来の柴田町を担う子どもたちが笑顔で学校生活を送れるよう、より丁寧なまちづくりを目指していきたいと考えております。

以上、槻木小学校6年生による「子ども議会」の開催についての報告といたします。

最後に、令和2年柴田町成人式典について申し上げます。

去る1月12日、船岡中学校体育館において「令和2年柴田町成人式典」開催をいたしました。前日までの悪天候により足元が心配されましたが、当日は穏やかな日和となり、夢と希望に満

ちあふれた新成人の門出を祝う、和やかな雰囲気の中での式典となりました。

ことは、平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた男性303人、女性182人、合わせて485人が成人を迎えました。式典への出席者は284人で、出席率は58.6%となりました。

式典では、新成人代表2人から「目標を見失わないよう、しっかりと信念を持ち、常に新しいことに挑戦し続けます」という強い決意が述べられました。

祝福ムードの中、議員各位ほか、多数のご来賓のご臨席を賜り、また、多くの関係者からご協力を得て、盛会のうちに成人式典が終了いたしましたことに感謝を申し上げ、ご報告といたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は1人1回です。質疑に当たっては、一般質問に触れないようお願いいたします。質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 一番最初の台風19号に関してのことなんですが、エフエムいわぬまと協定を締結したという件なんですが、実は私、昔、岩沼市に行ってこのエフエムのことを聞いたことがあります。東日本大震災の前だったんですが、当時は中継局が少ないということで岩沼の沿岸部のほうが聞こえにくいとか、そういう話を聞いたことがあります。その後、東日本大震災があったときは、このエフエムいわぬまがJRの運行状況とか、やっぱり岩沼市は特に被害が大きかった市ですから、住民に役に立つような情報を流したという認識があるんですが、つまりエフエムいわぬまと結んだ効果というのはどのように見込んでいるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） エフエムいわぬまにつきましては、おっしゃるとおり槻木エリア、あの関係でははっきりとした周波数で受信できるんですが、船岡地区の一部につきましてはなかなかとりにくいという状況がございます。

ただし、今、直接のFM放送等々以外にスマートフォンの関係で、これらをネット上にアクセスして聞くことが可能なんですね。ですから、今、スマートフォン等々の関係での情報をエフエムいわぬまからとることは可能です。

なお、今後、船岡地区の関係についてもエフエムいわぬまのアンテナ状況を検討いたしまして、全域、多くには大河原町、白石市まで飛べるような状況を今後検討していくということでございますので、先に提携を結んだところでございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありますか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

ここには載っていないんですけども、きょうから小中学校、休みとなっていますよね。どのような判断、経過があり、このように判断し、それから今後、学校はどのようになっていくのか、今現在わかる範囲で……。

○議長（高橋たい子君） 白内議員、申しわけありません。今の報告に関して質疑をお願いいたします。

○16番（白内恵美子君） ただ、ここで報告すべきじゃないですか。では、それについては、本来であれば、この数日間のことなんですけれども、報告すべきだと思うんですが、ここに入っていない理由をお聞かせください。

○議長（高橋たい子君） 議会のルールに従ってひとつお願いをしたいと思うんですが、報告事項に対しての質疑ということでお願いをいたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前9時48分 休憩

午前9時48分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

コロナウイルス関係のことで一般質問ということですので、そのときにということになると思います。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第4 報告第19号 専決処分の報告について（平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）請負変更契約について）

○議長（高橋たい子君） 日程第4、報告第19号専決処分の報告について報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第19号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事に係る工事の請負変更契約締結の専決処分についてであります。

変更内容につきましては、北船岡町営住宅5号棟駐車場の舗装の追加などによる増額変更になります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分したので報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、議題となりました平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）の工事請負案件に係る契約に関する詳細説明をいたします。

報告書1ページをお開きください。

報告第19号、平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）の請負変更契約について、専決処分の報告になります。

3ページをお開きください。

専決処分書です。平成30年12月6日議決のこの工事請負契約につきましては、今年度の工事を進める中で現場精査による建物の基礎くい工における施工数量の減及び駐車場整備に伴う舗装範囲の増によるもので、全体契約として増額の変更契約になったものです。

専決処分日は、令和2年2月14日です。

契約の金額につきましては、変更前4億8,924万円で請負契約を締結しておりましたが、242万円を増額して変更後の契約金額を4億9,166万円とするものです。

変更契約の相手方は、株式会社松浦組となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） それでは、報告第19号関係資料、A3判のものをお開きいただきたいと思っております。

まずは資料についてですが、左上に位置図です。それから、真ん中に配置図、右上には変更概要を記載してございます。あと、それから中段から下側にくい伏図を記載してございます。

今回の変更については、財政課長が説明したとおり、変更要因は2点でございます。

まずは1点目、駐車場舗装範囲の変更についてでございます。

最初に変更にかかわります図面の表示についてですが、配置図の青ハッチが当初設計範囲、それから赤ハッチが増工した範囲となります。この5号棟新築工事を発注した時点では、まだ北船岡4号棟の新築工事が完成前でした。舗装増工した箇所、真ん中の配置図の赤ハッチの区域は4号棟新築工事の資材置き場、それから仮設ヤードとして使用しておりました。4号棟の工事完成後は、今度は本工事、5号棟の資材置き場、それから仮設ヤードとして引き続き使用していたわけですので。今回の変更により舗装範囲を増工しまして、改めて5号棟の駐車場スペースの工事を行ったものでございます。

次に、2点目です。建物の基礎ぐいの長さの変更についてでございます。

当初設計では、ボーリングデータの値から想定される18本の基礎ぐい全て、40メートルの長さで設計しておりました。図面下側に示していますくい伏図のとおり、くいの長さが確定しましたので、実数に合わせて24.72メートル減とするものでございます。

以上が説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

ちょっと間違いかもしれませんが、この計算の仕方についてお聞きしたいと思います。ストックヤードとして使っていたので工事できなかったのが今回工事するという説明なんです。こういうやり方を例えばやっていって1号棟とかそういったところに出ていて、もしストックヤードとか何かに使われていて、それを例えば5号棟という形にやったときに、それをまとめてやったときもこれは5号棟工事に入るんですか。それとも、その部分については1号棟の人たちが使うから1号棟工事ということに普通は私なんかは感じるんですけども、そういうふうな、どこでこういうふうな形になるのか、こういうことが普通なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 秋本議員の質問にお答えします。

1号棟、2号棟、それから最終5号棟まで工事をさせていただきましたけれども、1号棟を始めたときは当然南側に実はスペースがあるんですね。あと駐車場スペースとしてイオン側もございましたので、特に心配することはなかったと。あるいは、直近ですと4号棟をしたときも南側が使えたので、後で手当てができるというか、計算どおりにできると。南側については、当初は占用でもって南側の道路を塞いで仮設ヤードをつくらうかという検討までいたしました。

ただ、やはり交通の不便ですとか、通行どめで迂回路をつくったりとか、さまざまな要因がありましたので、今回4号棟の仮設ヤードとして使っていた分をそのまま使ったと。

あともう一つの要因としては、5号棟と4号棟の間、いわゆる舗装をふやした部分について、地元で植栽の計画とかが最初あったんですね。それで、最終的には地区でまとめてお話ししますという話だったんですが、後々は要らないということになったので、なかなか終盤までまとめるに至らなかったということでございます。通常は一つずつ片づけていくのが当然だと認識しています。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 1点目は、去年、台風19号で1号棟のエレベーターに被害があったとかで、そのときも聞いたかもしれません。この5号棟の今度の工事で、1号棟でそういう被害があったということで同じような状況というか、その対策が必要だということがないのかどうか、これが1点目です。

2点目は、この駐車場ですよね。

○議長（高橋たい子君） 済みません、舟山議員。一般質問に触れますので、今の説明の内容等ということで質疑をお願いします。

○15番（舟山 彰君） では、いいです。では、駐車場の舗装部分が広がるということなんですが、この配置図で赤い部分なんかのこの右側のところ、出入り口というのはどうするんでしょうか。左側の部分だけが出入り口なのか、この右側のほうも出入り口というふうにするのかどうか。

あと、この駐車場なんかの排水ということはどうなんでしょうか。大雨が降ったときにこの駐車場が例えば浸水する可能性というか、台風のとて、みんな、車をどうやって避難するかということが大事だったので、今度のこの4号棟と5号棟の間の駐車場、排水能力というんでしょうか、状況というのはいかがなものかお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 2点ご質問がございました。

まずは出入り口でございますけれども、この図面でいいますと左側ですね。いわゆる北船岡の集会所がある側が一つの出入り口となっています。右側については歩行者用で出入りをする。ただ、緊急車両が通れるような車どめを設置して、一部、緊急時あけられるようなシステムになっているということでございます。

それから、排水関係でございますが、まずは舗装自体が透水性舗装になってございます。雨

が降ったときはできるだけ地中にしみ込ませて処理をしようと。ただし、場内には側溝ということで両サイドにはけるように、道路の両側に側溝が入っていますので、両サイドに振り分けて排水するという形をとってございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 舗装分と、くいの分の金額は幾らになっていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） まずは舗装分の増額分でございますが、415万3,000円になります。

くいの変更分についてです。これはマイナスの173万3,000円でございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようですので、以上で報告第19号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第5 令和元年度9月会議時 総務常任委員会付託

陳情第6号 柴田町第30行政区の防災等に関する陳情書

○議長（高橋たい子君） 日程第5、令和元年度9月会議において、総務常任委員会に付託いたしました陳情第6号柴田町第30行政区の防災等に関する陳情書を議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。委員長平間奈緒美さんの登壇を許します。

〔総務常任委員会委員長 登壇〕

○総務常任委員会委員長（平間奈緒美君） 令和元年度柴田町議会9月会議において、総務常任委員会に付託されました陳情第6号柴田町第30行政区の防災等に関する陳情書の審査結果を報告いたします。

陳情の内容から、文教厚生常任委員会との連合審査会を令和元年10月29日、11月15日の2日間で開催し、執行部の説明聴取及び提出者からの意見を聴取するなど、慎重に審査を行い、それを踏まえ、令和2年1月20日、21日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果、下記の理由により不採択すべきものと決しました。

記

本陳情は、柴田町第30行政区において、大雨災害時の西住公民館までの避難経路の確保のため、西住小学校へプール前の道路から人や自家用車が敷地内へ進入する経路を設けること、及

び災害時だけでなく、小学校や区の行事などにも使えるよう、公民館隣接地を駐車場用地として購入することを陳情するものです。

町の地域防災計画では、現在、西住小学校区の大雨災害時の優先開設避難所は西住児童館であり、児童館で収容し切れない場合の2次的避難所は大河原商業高等学校となっています。

自家用車の避難としては、区と昭和電線ケーブルシステム株式会社が会社敷地の一時避難所使用に関する申し合わせ事項確認書を取り交わしており、道路の冠水前であれば当該敷地に避難ができる状況であります。

また、地区の雨水対策事業として鷺沼排水区雨水整備事業が進行しており、令和3年度には鷺沼排水区5号調整池が完成予定であります。

なお、学校や区の行事による駐車場の不足については、当該地区だけの課題ではなく、他の小学校等においても同様であり、西住小学校区のみが当該理由で駐車場用地を購入することは難しいものと考えます。

ただし、町では大雨時の避難場所を西住児童館としていますが、西住公民館には備蓄倉庫が設置されており、地域の実情として、大雨時にも多くの住民が西住公民館へ避難しているなど、町と地域の対応に乖離が見られます。

このような問題の解決など、今後、大雨に係る第30行政区のさらなる災害対策の強化の必要性は強く認識するものの、現状において、陳情されている事項について早急な実現は難しいという判断から、本委員会といたしましては、当該陳情に対し全会一致で不採択すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

柴田町公共施設個別施設計画では、西住児童館は将来的には西住公民館に統合するという考えですよね。そうすると、現在は優先開設避難所は西住児童館になっておりますが、将来的には変わるといふこと。それから、大河原商業高等学校も今後どうなるかわかりませんよね。そうすると、今後の避難所についてどうなるかまで委員会では考えたのでしょうか。

それから、昭和電線ケーブルシステムの会社敷地内へ車を持っていけない地域もあるというふうにも聞いたんですが、そういう声は聞いていませんか。

それからもう一つ、私が聞いた範囲では、西住小学校を避難所にしてほしいという声が住民

の方にはあるんですね。ですから、今回も校庭のほうに入れるようにというのは、それも含めての考えだったんじゃないかなと思うんですが、その辺は委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務常任委員長平間奈緒美さん。

○総務常任委員会委員長（平間奈緒美君） 3点ほどございましたけれども、公共施設等総合管理計画の中でいずれ西住児童館が西住公民館に統合されるということを踏まえながら、委員会でもきちんと考えておりました。

あと、車を持っていけないことに関してですけれども、各、例えば槻木、船岡にしてもここだけではないということをご理解いただければと思います。

避難場所につきましては、まだ西住小学校に関しましては町の避難所になっておりませんので、こちらに関しましても、この陳情は委員会としては不採択をいたしましたけれども、所管事務調査等で今後とも西住地区の災害対策に関しましては調査を進めていくということで、委員会としては話し合いをしておりました。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「はい」の声あり）どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 公共施設個別施設計画で統合の方向であれば、どう考えてもあそこの駐車場は確保しておかなければ将来的に困ると思うんですが、その話し合いはしなかったんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（平間奈緒美君） 委員会の中でも話は出ました。出ましたけれども、まず今回の陳情に関しては、この土地を購入するという地区からの要望に関しての件ではないということで委員会では話しておりました。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「いや、いいです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 陳情の中身について、その対応については了解いたしました。その報告書の中で避難所としての使われ方として現状と乖離があるということ述べておられますが、その乖離をどのように解消していくのかということについては話し合ったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務常任委員長平間奈緒美さん。

○総務常任委員会委員長（平間奈緒美君） 先ほども申したとおり、今回の陳情に関しましては何回か委員会を開きました。特に文教厚生常任委員会も初めての連合審査会ということでまざっていただき、この件につきましても話し合いをしました。いずれにしても、この陳情に関してはすぐに例えば土地を購入したりするというのも難しい件でございますので、今後、委員会としてはこの陳情は不採択でしたけれども、この西住地区の大雨に対する対策は検討していきたいということを委員会としては話し合っております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私、先ほど言いましたように、報告の中身については了解したというふうにお話ししたんですけれども、その報告書の中に「現状の使われ方に対する強い懸念を持つ」という言葉がありましたので、それをどのような形でこれから解決しようとしているのかということをお聞きしましたので、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務常任委員長。どうぞ。

○総務常任委員会委員長（平間奈緒美君） ちょっと済みません、確認させてもらっていいですか。「使われ方」というところがちょっと私はわからなかったので、もう一度お願いいたします。

○議長（高橋たい子君） では、もう一度、秋本議員。

○7番（秋本好則君） 報告書の中に「現状の使われ方と防災計画の中に相違があるということ」を認識している」という言葉があったものですから、それをどういうふうに解消していくのかということをお聞きしようと思いました。

○議長（高橋たい子君） いいですか。総務常任委員長、答弁を求めます。

○総務常任委員会委員長（平間奈緒美君） 町の現状と乖離しているということですので、委員会といたしましてもやはりこの陳情をもって地区の方とお話し合いをしたり、町執行部と改めてまた調査をしたりということで、今後、委員会としてもこの件で終わりではなくて、西住地区として西住地区の皆さんの安全を考えてどういった形が一番いいのか、この陳情を不採択にすることによって新たな考え方も今後できると思いますので、委員会としてしっかりと調査をしていくという所存でございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案賛成の方の発言を許します。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 16番白内恵美子です。柴田町第30行政区の防災等に関する陳情書の原案賛成の立場から討論に参加します。

私はこの後も30区の方にちょっとお話を伺う機会とかもありまして、そのときに小学校を実は避難所にできないかという考えを地域で持っている方も結構いらっしゃるということで、そうすると校庭に車を置ければ、小学校自体は、建物自体は大丈夫ですから避難所にできるということもあるので、今後そういうことも考えていくべきじゃないかなと思ったんです。ただ、工事がかなり困難だということはわかっているつもりですが、今後しっかりと住民の方と話し合いながら、どういうふうに進めていけるかを考えるべきだと思うんです。

この報告書の中にも「大雨に係る第30行政区のさらなる災害対策の強化の必要性は強く認識するものの」という言葉がありますから、何もここで不採択にするのではなくて、採択をしておいて、そして議会も含め執行部が30区の今後の大雨時の災害対策について強化していくというふうに進めていけばいいと思うんです。

ですから、何も、今まで30区の方が長年の願いとして校庭に車を置けるようにということは言っているわけですから、車だけを置きたいというんじゃないですよ。学校そのものに入れなくなるので入りたいということは長年言われてきているわけですから、ここでしっかりとそのことに向き合うということが必要だと思います。

それと、1月29日の大雨のときも西住小学校は子どもたち、給食を食べてすぐに帰しているんですよ。それくらいほかの地域とは違う対応をしなければならない地区なんですね。

ですから、ここで何も議会が、せっかく30区の方が皆さん心配して陳情してきたものを不採択にはせずに採択し、執行部としっかりとこれから議会も応援しながらやっていくべきだと思います。

それから、質問もしたんですけれども、柴田町の公共施設個別施設計画では西住児童館はいずれ西住公民館に統合するという考えがありますから、そうすると駐車場が足りなくなるのは目に見えています。土地は売ってしまったらもうおしまいですから、できればもう早く購入してそれに備えるということも大切だと思います。

以上の理由により、私は採択すべきと考えます。原案に賛成するものです。同僚議員の皆さま

んの賛同をよろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案に反対の方の討論を求めます。1番森裕樹君。

○1番（森 裕樹君） 1番森裕樹です。陳情第6号柴田町第30行政区の防災等に関する陳情書について、反対の立場から討論を行います。

第30行政区につきましては、冠水常襲地区となっており、昨年の台風19号はもとより、雨が降ると頻繁に冠水してしまうという認識を持っております。町民の命と財産を守る議会としましては、地域の災害対策の強化、必要性を強く認識しております。そのため、本陳情につきましては、議会運営委員会による付託を受け、総務常任委員会及び文教厚生常任委員会との連合審査会を開催し、慎重に検討、審査しましたが、不採択となりました。

その理由としましては、現在、地区の雨水対策事業として予算を大きくとった大規模な鷺沼排水区雨水整備事業が進行しております。この整備事業により、事業完成後には大きな改善効果が考えられます。

また、陳情書で懸念されている自動車の避難場所についてですが、昭和電線ケーブルシステム株式会社様との会社敷地の一時避難使用に関する申し合わせ事項を取り交わしておりますので、台風や大雨等による被害が予想される場合に、道路の冠水前であればそちらに自動車を移動していただくことが可能になっております。

さらに、災害時だけではなく、学校や区の行事等での駐車場に関しては、現在ほかの小学校についても同様に駐車場不足の状況でありますので、西住小学校地区で当該理由により駐車場用地を購入した場合、ほかの小学校区から同じ声が上がった場合は同じように対応することは非常に難しいと考えます。そういったことから、現状において陳情されている事項につきましては、土地の購入の必要性は理解できるものの、現実的に早急な実現が困難であると考えます。

さらに、児童館と公民館の統合の件でございますが、そこに関しても場所、さらにそれが必要なところの確保というのが、直接的にあの場所でなければならないというものも結びつくことはできません。

以上から、第30区を初め、町内の水害対策の推進につきましては、町当局とともに議会も一丸となり取り組むべき課題であるという認識は私自身も持っておりますが、現状において陳情されている事項につきましては早急な実現は困難であると判断し、反対するものでございます。同僚議員の賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） 17番水戸義裕です。ただいま議題になっております陳情第6号柴田町第30行政区の防災等に関する陳情書に対し、賛成の立場から討論いたします。

先ほども出ましたが、西住公民館はいずれ公共施設等総合管理計画による機能が強化され、拡大され、公民館自体が狭くなることは当然予想されることであり、その際には当然、駐車場という土地も必要になると。あるいは、公民館が増築されるということも考えられるというふうに思っております。それを予測して陳情に沿って今のうちに購入することは、水害等の事態に対応できるものとも考えます。

昭和電線の会社敷地を一時避難に使用できるのに使用が少ない、あるいはしないというのは、公民館周辺の住民の方々たちからは遠く自家用車を避難させた後、自宅まで戻る過程での危険性もあり、高齢者であれば利用をためらうものと考えます。まして西住児童館が避難場所とされていながら、審査報告書にもあるとおり、公民館自体が備蓄倉庫となっていて住民が避難場所としているなど、町と地元の対応に乖離が見られるということ、これを解決することが大事なことではないかと思えます。

西住小学校だけの問題ではなく、他の小学校も同様だとの指摘については、他の小学校と周辺の地形が全く違って不等沈下がひどく、他の小学校のような平地とは違い、避難するにも台風19号のような状態になれば避難も著しく難しいものと考えられるものであります。

住民の利便性を考えれば、陳情を採択するのが賢明であります。昭和電線までの避難は、西住公民館からの距離は遠く、危険が伴う。住民の安全や利便性を重視すべきであり、住民の陳情に応えるべきと考え、賛成するものです。同僚議員の賢明な判断をお願いするものであります。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案反対の方の発言を許します。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 15番舟山彰です。原案に反対、そして私が所属する総務常任委員会が出したこの陳情を不採択すべきものという結論に基づき討論します。

総務常任委員会としては、付託を受け、文教厚生常任委員会との連合審査を行い、町の担当課立ち会いでの現場検証、執行部の説明聴取及び提出者からの意見聴取、そして陳情文書の精査など、慎重に審査を行い、また、委員同士の討議も行いました。その内容、結論に至った理由などは委員長報告のとおりであります。

そして、陳情の2点については、委員長報告に「現状において、陳情されている事項については早急な実現は難しいという判断」から、提出者等には申しわけないけれども、現時点では

不採択とすべきという結論になりました。

私は、この件に関してこれで終わりというものではなく、委員長報告にもある「今後、大雨に係る第30行政区のさらなる災害対策の強化の必要性は強く認識する」ことを我々議員や町執行部が行うことが第30区住民への責任であると思います。そういう思いで総務常任委員会の委員はこの結論を出したと私は思っています。

そしてまた、この陳情を採択してから諸問題解決に当たり、この陳情を実現してはいいのではないかという考えもあるようですが、私は現時点でこの陳情を採択することの重みと現状をいろいろ解決していったその要求を実現することの難しさ、どちらが重いかといえば、やはりなかなかこの現状において陳情されている事項について早急な実現は難しいという判断、それに私は傾くと思っております。

そして、もちろん先ほども申し上げたように、我々総務常任委員会、先ほどからいろいろご指摘があるようでございますが、そういった解決にもまず委員会としても全力を尽くしますし、町執行部にもこういった意見、要望があることを改めて認識していただきたいと思えます。

こういった点を踏まえて、ほかの議員の皆様には総務常任委員会としてのこの陳情書を不採択とすべきものとの結論、すなわち原案に反対ということにご理解をお願いして、私の討論を終わりにします。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） それでは、原案反対の方の発言を許します。2番加藤滋君。

○2番（加藤 滋君） 2番加藤滋です。第30行政区の防災等に関する陳情書について、不採択を支持する立場から私の意見を述べさせていただきます。

第30行政区の陳情について、1点目の西住小学校のプール前の道路から学校敷地の校庭に人や自家用車が入れるようにすることは、現状道路の特殊性及び校庭への高低差など、物理的にも困難であること、2点目の西住公民館隣接地を災害時だけでなく、小学校の年間行事のときと30区の行事にも使えるよう購入していただきたいとの内容であります。これは当該区のみならず他小学校でも同様であり、各行事のときには校庭や周辺を便宜上使用しているケースもあります。したがって、当該区のみを特別対応することは公平性の面からできません。

委員長報告にもありましたように、当該第30行政区、西住小学校区の大規模災害時の優先避難所は西住児童館であり、2次的には大河原商業高校となっております。また、自家用車の避難

としては、区と昭和電線ケーブルシステム株式会社間にて協定が結ばれております。

以上のことから、総務常任委員会の審査結果である不採択とすべきものを支持する立場であります。同僚議員の賛同をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第6号柴田町第30行政区の防災等に関する陳情書についての採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

これより原案について採決いたします。

お諮りいたします。この陳情は、陳情を採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立少数であります。よって、この陳情は不採択とすることに決しました。

ただいまから休憩いたします。

10時45分、再開いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第6 施政方針

○議長（高橋たい子君） 日程第6、施政方針に入ります。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 本日、ここに令和元年度柴田町議会3月会議が開催され、令和2年度一般会計予算を初めとする関係諸議案をご審議いただくに当たり、私の町政に対する基本方針と概要を申し述べ、議員各位及び町民の皆さんの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、ことしは東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。日本人のメダルラッシュを期待するのはもちろんですが、今回は特にこの3年間、ホストタウンとして交流を重ね

てきたベラルーシ共和国新体操ナショナルチームの皆さんの活躍も楽しみであり、メダルが獲得できるよう精いっぱい応援したいと思っております。

さて、ことしの景気の動向ですが、年度初めは9月まではオリンピック景気に沸くものの、東京オリンピック・パラリンピックが終わった後の将来予測は明暗が分かっていたのですが、新型コロナウイルスの発生により不安の蔓延や経済活動への影響から先行きが見通せなくなってきました。それでも新型コロナウイルスを抑え込めば、オリンピックが終わっても、少なくとも2030年までは今以上に東京は発展し続けていくといった予測です。その理由は、東京で進行する超高層ビル群の開発プロジェクトや2027年のリニア中央新幹線の開業などを控えているからです。

さらに、国はIoTやAI、ドローン、ロボットなどの最新のテクノロジーの活用によって、一人一人が快適に暮らせる社会の実現を目指したソサエティ5.0を我が国の未来社会の姿として提唱しています。

一方、暗いシナリオとしては、今後さらに新型コロナウイルスが蔓延すれば観光客は来なくなり、景気が一気に冷え込んでしまうことが懸念されております。

また、若い世代の雇用や生活が不安定化しているため、そのことが未婚や晩婚化の背景となり、2019年の出生数が87万人を下回る見込みとなっています。このように、我が国は人口減少や東京一極集中に歯どめがかからない状況にあります。特に地方においては、急激な人口減少や高齢化の進展によって、地域の病院や公共交通事業の経営が悪化し、いずれも存立の危機に直面しています。また、社会インフラや公共施設の老朽化や劣化が著しくなっていますが、残念ながらそのリスクを回避するための財源確保が見通せないのが実情です。

さらに、地域経済も低迷したままであり、まさに地方は瀕死の状況に置かれています。

そうした2つの潮流が混在する我が国ですが、一方、世界に目を転ずれば、持続可能な世界の実現を目指し、世界共通の目標としてSDGsが提唱されました。2030年までに、先進国も発展途上国も、国も企業もNPOも、そして個人も、あらゆる垣根を乗り越えてよりよい未来をつくるために17個の目標（ゴール）が国連サミットで採択されました。そこには地球環境時代におけるグローバルなレベルや国レベル、そして地方レベルにおける倫理規範が示されています。

地方自治体においても、住民が安心して暮らせる持続可能なまちづくりや地域活性化に向け、住民、事業者、行政などが一体となって取り組む自治体SDGsの推進が求められております。

柴田町においても、平成27年に「柴田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を作成し、持続

可能なまちづくりにチャレンジしてきました。

柴田町民のアイデンティティーである白石川堤一目千本桜や船岡城址公園を世界に開かれた花見の名所にするため、国内外への情報発信やプロモーション活動を展開してきた結果、昨年桜まつりにおいては、東南アジアはもとより、ヨーロッパ各国から7,600人を超える外国人観光客が訪れました。

ことは、特にタイ国際航空の機内誌の表紙に桜のトンネルを走るスロープカーが掲載されたことや、大手旅行会社がさくらマラソンを走るツアーを企画し、タイ人に向けて募集を始めていますので、桜まつりが昨年以上に盛り上がるものと期待していたところですが、新型コロナウイルスの関係で中止をせざるを得ないという状況になっております。

さらに、これまで国の交付金などを有効に活用しながら観光まちづくりやシティプロモーションを進めてきたことで、柴田町の知名度が一段と高まり、柴田町を応援していただいている「ふるさと納税」がことし1月31日現在で約6億4,000万円となっており、平成30年度の1年間に寄附を受けた総額2億344万円を大幅に超えております。

観光を切り口とした主体的で独自の「柴田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、みずから外貨を稼ぐ力を生み出すなど、柴田町の持続的なまちづくりに好影響をもたらしました。

こうした勢いをさらに加速させるため、令和2年度におきましては、ソサエティ5.0の実現やSDGsの達成といった新たな国内外の取り組みを見据えた中で、次期「柴田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、柴田町の次のステージに向けた新たな戦略のもとで地方創生の取り組みを強化してまいります。

令和2年度の予算の概要ですが、令和2年度の地方財政対策では、消費税率10%への引き上げに伴う税収拡大と地方税の偏在是正措置の実現により、自治体が自由に使える一般財源総額は63兆4,318億円と前年度より1.2%の増となりました。また、自治体に交付される地方交付税は、出口ベースで16兆5,882億円と2.5%の増となったものの、地方交付税不足分の振替である臨時財政対策債は3.6%の大幅な減となるなど、昨年度に引き続き発行を抑制する流れであることから、配分額を注視していく必要がございます。

柴田町の令和2年度一般会計当初予算は、令和元年台風第19号により甚大な被害を受けた公共施設などに係る復旧事業、会計年度任用職員制度の施行に伴う人件費の膨張を考慮した中での厳しい予算編成となりました。特に、老朽化が著しい庁舎及び保健センターの耐震補強等工事に取り組むほか、雨水対策事業として北船岡地区雨水対策工事や排水ポンプ車の購入、防災行政無線のデジタル化、道路補修事業、学力向上対策なども盛り込み、一般会計の総額は前年

度比12.4%増の131億8,000万円となりました。

歳入では、町税について前年度比で670万2,000円増の42億4,046万7,000円を見込んでいます。地方消費税交付金は、令和元年10月より消費税率が10%となったことや年度間調整により8億3,686万円を計上いたしました。地方交付税は、国の地方財政計画等を踏まえ、前年度比で6,250万円増の25億2,500万円を見込んでいます。町債は、庁舎・保健センター耐震補強等工事、防災行政無線（デジタル移動系）整備工事の財源となる緊急防災・減災事業債や地方道路等整備事業債を盛り込み、普通交付税の振替分として発行する臨時財政対策債4億2,500万円を合わせると、対前年度9億5,130万円増となる18億3,460万円となります。これにより、令和2年度末における町債残高は168億1,290万7,000円となる見込みです。

歳出につきましては、庁舎及び保健センターの耐震補強等工事に取り組むため、普通建設事業費で対前年度比94.6%増となっています。また、令和2年度から公営企業会計が適用となる下水道事業会計への補助や、幼児教育・保育の無償化による保育所等への施設等利用給付費の皆増により、補助費等で前年度比6億3,037万2,000円増の43.4%、会計年度任用職員制度の施行による人件費3億2,937万1,000円増で13.8%となっています。

費目別に見ると、予算全体に占める割合が最も大きいのは社会保障施策経費である民生費41億841万6,000円で31.2%を占めており、次いで庁舎・保健センター耐震補強等工事を含む総務費25億4,396万3,000円で19.3%となりました。このほか、教育費が15億33万9,000円で11.4%、公債費が12億6,885万円で9.6%を占めています。一般会計と4つの特別会計、水道及び下水道事業会計を合わせた予算総額は、前年度比4.7%増の232億2,955万2,000円となりました。

予算編成に当たっては、令和元年台風第19号災害への今後の対応を重点施策の一つの柱としたことにより、例年以上に財源の確保が厳しい状況となりました。今回は、町債等管理基金から2億円、財政調整基金から7,045万7,000円を繰り入れ、また、国や県の補助制度や緊急防災・減災事業債等を積極的に活用することで、災害に強いまちづくりに取り組む予算編成といたしました。

一方で、高まり続ける住民ニーズが町の財政を圧迫する要因となる中で、今後とも柴田町が持続可能な財政運営を図っていかねばならないという難しいかじ取りを迫られています。今後の財政運営においても、国や県の補助制度や有利な起債を積極的に活用するなど、町財政への負担を極力抑えつつ、暮らしの安定や都市基盤の整備、観光まちづくりに積極的に投資し、町の将来を見据えた自治体経営を図っていきたいと考えております。

主な施策の概要ですが、令和2年度の主な施策として、町民が健康で安心して暮らせる支援

体制の充実や防災力及び災害への対応力の向上、教育環境の改善などに取り組むとともに、都市と農村との交流やインバウンドを見据えた広域観光の展開によって交流人口やつながり人口の拡大を図るなど、5つの政策を軸に町政を運営してまいります。

1つに、誰もが安全・安心に住み続けられるまちづくりでございます。

まず、風水害や地震などの自然災害への備えとして、ハード面、ソフト面からの対策をさらに強化してまいります。昨年の10月12日から13日にかけて通過した令和元年台風第19号がもたらしたような短時間で記録的な豪雨は、地球の温暖化による異常気象によって今後も頻繁に発生することを覚悟しなければなりません。

現在、国では「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を決定し、自然災害による被害の防止、最小化を図るため、160項目の緊急対策を実施しております。柴田町においても、柴田町国土強靱化地域計画を策定するための雨水対策の調査を実施するとともに、河川のしゅんせつや大型の排水ポンプ車の購入、常設ポンプの増設、局地冠水地区の調査などによって雨水被害の軽減を図ってまいります。

一方、堤防、排水機場などの防災施設、いわゆるハード面を整備しても、災害を防ぐにはおのずと限界があることを私たちは認識する必要があるがございます。

今後の気候変動による水害に対しては、「自分の命は自分で守るといった意識を持って、自発的に避難行動をとることが大切であり、行政は、それを全力で支援する」といった水防災意識の向上を図っていかねばなりません。そのため、ソフト面での対策として、防災行政無線のデジタル化を初め、防災指導員の育成や水防災意識向上マニュアルの作成、さらに防災マップを活用したマイ・タイムラインの普及を図るなど、家庭や地域での防災力の向上による減災につなげてまいります。また、消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図るため、8月に柴田町で開催される第51回宮城県消防操法大会を支援してまいります。

次に、人生100年時代を迎えて誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりです。

年を重ねて要介護状態となっても、できるだけ住みなれた地域で暮らしていけるよう、医療・介護、住まい、生活支援、介護予防のサービスを一体的に提供するための地域包括ケアシステムの構築をさらに推進してまいります。

町民の健康寿命の延伸については、健康まつり、からだ測定会、柴田町医師団や仙台大学などの関係機関と連携した運動教室や介護予防などを通じて健康増進をサポートするほか、地域の見守りや生活サポートなど、生活援助にも取り組みます。

また、大きな社会問題となっている引きこもる若者や障がいのある子を持つ親の高齢化によ

る生活問題、ひとり暮らし高齢者などの権利擁護のため、社会福祉士の資格を持つ相談員を配置し、相談支援体制の整備と市民後見人制度などの推進を図ってまいります。

なお、地域医療構想の実現に向けた重点支援区域に仙南二次医療圏のみやぎ県南中核病院と公立刈田総合病院が選定されたことから、地域医療を安定的に確保していくために、不足する医療機能や役割について議論する県主催の地域医療構想調整会議の方向を注視してまいります。

2つ目は、新たなにぎわい交流拠点の整備でございます。

安全に住み続けられるまちづくりをベースに、東船岡駅にアクセスできるエリアに、新たな生活拠点を整備する構想が立地適正化計画です。このエリアには既に居住施設、商業施設や医療・福祉施設が立地しており、さらに新たな金融機関の誘致やスポーツ交流施設としての総合体育館などの都市機能を充実させ、公共交通との一体化を図る中で、コンパクトプラスネットワーク型の新市街地を形成してまいります。新市街地の形成に際しては、しっかりとしたランドスケープデザインに基づき、四季折々に美しい花が咲く街路や歩道、雑木林に囲まれた中でさまざまなイベントが開催される公園や広場、さらに街の活動の拠点となる交流施設を有機的に結び、歩くことが楽しい町並みづくりを進めてまいります。

なお、総合体育館建設予定地につきましては、今回、自衛隊に造成工事を委託して実施いたします。

具体的な計画の推進に当たっては、住民、企業、NPO、行政など、多様な主体とのパートナーシップのもとに、町なかのにぎわいづくりや地域経済の活性化、美しい景観の創造を目指し、協働で取り組んでまいります。

また、まち全体が花回廊で結ばれるよう、白石川千桜公園や桜の小径、太陽の村といった交流拠点、街路や公園、さらにスイセンロード、彼岸花ロードなどをミニガーデンやグリーンインフラでつなぎ、ガーデンツーリズムやフットパス、里山ハイキングなどを通じて歩いて楽しい町並みや農村空間を整備してまいります。

ことしは、公共スペースの残地を活用し、四季を通じて花が楽しめるように、まち中景観形成事業を実施するとともに、快適で魅力的なまちとなるよう公共スペースを活用した植栽活動を行うとともに、船岡城址公園や桜の小径に展望デッキやトイレを整備いたします。

3つ目は、インバウンドを見据えた広域観光の推進です。

国や県では、観光を21世紀の基幹産業として位置づけ、積極的に政策を展開しています。まず、国においては、観光産業のイノベーションを通じて国際競争力を高め、海外に向けた日本のブランド力を向上し、地方への誘客を強化していく方針です。特に、東京オリンピック・パ

オリンピックが開催されることは、4,000万人の訪日外国人の達成を見込んでいます。県においても、東北が一体となった広域観光の充実や外国人観光客の誘客プロモーションを通じた観光産業の振興を「富県共創戦略」の大きな柱に位置づけております。

また、全国の自治体においても、地方創生の柱として観光まちづくりに力を注いだ結果、特に先進自治体においては、町なかになにぎわいを取り戻すとともに、若い人たちが起業し、移住・定住に結びつく事例もふえています。

柴田町においても、2市9町で構成する「みやぎ蔵王ハーモニー花回廊推進協議会」と連携しながら、みやぎ蔵王を背景とした花風景や里山ガーデン、温泉、歴史、文化、グルメなどの観光資源をめぐる多様な広域周遊ルートの設定やガーデンツーリズム受入環境整備事業などを通じて、国内外における県南エリアの認知度の向上と交流人口やつながり人口の拡大を目指すためのガーデンツーリズムを強力に展開してまいります。

ことしも宮城インバウンドDMOと連携し、メーンターゲットとして台湾、中国、タイへのプロモーション活動を展開してまいりたいという計画ではありますが、コロナウイルスの関係でどうなるかはちょっと不透明になっております。

観光まちづくりの推進は、住民に快適な生活環境の提供や魅力的な地域の再発見をもたらすだけでなく、地域への愛着や誇りの醸成、若者の移住定住につなげることができます。また、柴田町の知名度が高まることによって柴田町を応援していただく「つながり人口」がふえ、さらなる「ふるさと納税」による寄附の増加が期待できます。全国の多くの方々から応援いただいたご寄附を活用させていただき、大型プロジェクトの推進や住民サービスの拡充につなげてまいります。

4つ目は、子どもたちの未来を拓くまちづくりです。

子どもたちが安全で快適な学校環境で学べるよう、全教室へのエアコンの設置やトイレの洋式化を進めてまいりました。今後も、小中学校の大規模改造事業や小学校プールの耐震補強を実施するとともに、各小中学校の要望に沿ったきめ細かな整備を進め、子どもたちの学習環境の改善に努めてまいります。

児童生徒の「学力向上」に向けた取り組みについては、昨年度から導入した「柴田町学力調査」の結果を生かして児童生徒のつまづきを把握し、指導方法の改善を行うなど、各学校で学力向上策を具体的に策定するとともに、その取り組みを支援するため、新たに「教育専門員」を教育委員会に配置し、なお一層の学力向上に取り組んでまいります。また「放課後学習室」や教員を志す仙台大学生に小学校の授業などの学習活動を支援してもらう「未来先生事業」も

継続して進めてまいります。

不登校問題については、不登校児童生徒の出現率が高どまりしている状況にあり、憂慮すべき事態であることから、教室で支援を必要とする子どもたちを支援する「特別支援教育支援員」を5人増員し、23人を各学校に配置します。さらに「柴田町子どもの心のケアハウス」を核として、学校、自立支援相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携して子どもの心のケアに努め、不登校児童生徒数の減少を目指してまいります。また、昨年度から小学校と中学校が連携して、新たな不登校児童生徒を生まないことを目指して取り組んでいる「みやぎ行きたくなる学校づくり推進事業」の一層の推進を図ってまいります。

いじめ問題については、引き続き、全ての小中学校が「いじめ見のがしゼロ運動」に取り組み、家庭や地域と連携しながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

外国語教育については、小中学校に外国語指導助手（ALT）を4人配置し、英語で柴田町のよさについて情報発信ができるSAKURA PROJECT、放課後英語楽交、JOV活動の取り組みを推進し、英語学習の拡充に努めてまいります。

子育て支援の強化に関しましては、今年4月に東船岡地区に本町では初めての私立保育所が開所しますので、保育所等利用待機児童の解消が図られます。さらに、保育を必要とする人たちのニーズに応え、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て環境の整備に努めるとともに、児童福祉施設については公共施設等総合管理計画に基づき、民営化に向けた調査、検討を開始してまいります。

また、スマートフォンやパソコンで子育て情報を入手できる子育てアプリを提供して、子育てに関する行政サービスや各種制度等のきめ細やかな情報を発信して、新たなコミュニケーションの機会をふやし、子育て家庭の不安や孤独を解消してまいります。

5つ目は、都市と農村との共生社会の実現です。

これからも柴田町が持続的に発展していくためには、農業の振興や農村の活性化が重要です。まず、農業生産基盤の強化に向けて、中名生・下名生地区、葉坂地区の2カ所のほ場整備に加え、富沢・上川名地区での事業採択申請、入間田地区や船迫地区での事業計画や営農構想の取りまとめを行ってまいります。

さらに、日本の原風景とも言われる美しい農村や里山で地域の資源や先人たちから受け継いだ伝統文化を活用した新たななりわいづくり、里山ビジネスの企業化を通じて、内発的な地域づくりに努めます。その担い手として、最近の田園回帰の流れを生かし、農山村への関心を持

つ若者や多様な移住者をふやす必要があると考えております。特に、これまで培ってきた都会的なセンスやスキル、ネットワークを生かして、農業農村の活性化に情熱と意欲を燃やす地域おこし協力隊員をふやしてまいります。

また、今回、サイクルツーリズムといった新たな切り口から都市と農村との交流が深められるよう、7月に太陽の村に「太陽の村冒険遊び場キッズバイクパーク」をオープンいたします。キッズバイク、マウンテンバイクのコースを利用したレース大会や木育イベントを開催することで、県内外からの親子連れを呼び込み、自然の中で汗をかくことの爽快さをアピールしてまいります。

こうした都市と農村との交流を通じて地域や里山に新しい動きやにぎわいをつくり出すことによって、人が人を呼び込むつながり人口をふやし、都市と農村が共生するまちづくりや地域づくりを進めてまいります。また、柴田町で新たななりわいを見つけられるよう、企業家育成支援事業を通じて事業を始めたい方を支援してまいります。

終わりに、人が集まれば、そこに新たな仕事生まれ、地域が活性化します。こうした持続的な好循環を形成していくためには、やはり自治体のイノベーションが欠かせません。

大変革時代を迎えた中で、今後の自治体のあり方や職員の意識変革を示したのが、総務省の研究会がまとめた「自治体戦略2040構想」です。その柱の一つになっているのが、「スマート自治体」です。高齢者の人口がピークを迎える2040年ごろをターゲットに、AIやIoT、ビッグデータを使いこなし、従来の半分の職員で自治体の機能を担っていこうというものです。

役場内においても、新たにRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）システムを導入して業務の効率化を図り、時間外勤務縮減などの働き方改革や職員数の適正化などに取り組み、スマート自治体への転換を図ってまいります。さらに、第5次柴田町情報化計画及び柴田町議会ICT推進基本計画に基づき、タブレット端末を導入し、町民に開かれた議会や今後の本会議でのペーパーレス化の一里塚にしてまいります。

また、一方で、各自治体がフルセットで公共施設を持つのではなく、圏域単位で行政をスタンダードにする「圏域マネジメント論」も提唱されました。その根底にあるのが、少子高齢化や人口減少が進み、日常生活圏の拡大に伴って起こるさまざまな地域課題に対しては、自治体の経営規模の拡大や広域連携による業務の効率化や合理化を図る中で対応すべきだという考え方です。

しかし、日々、住民の暮らしにかかわっていると、住民の困り事や要望は多種多様であり、役所の仕事の大方は非効率で手間のかかる場合が多いのです。コストパフォーマンスが優先す

る市場原理だけで割り切れないのが役所の仕事なのです。

今後、さらに家庭や地域コミュニティの機能が弱体化していけば、最後に住民のお世話をする役割を担うのは自治体の職員ではないかと思っております。

経済第一主義、効率主義優先から脱却し、人と人とのつながりや助け合い、ボランティア活動といった目に見えない相互扶助を大切に作る社会づくりこそ、2040年問題の解決策ではないかと思っております。

自治体は今、未来を切り開く最前線におり、また、職員は地域づくりのプロフェッショナルとして住民の最先端を走らなければならない時代ですので、研修などによって職員の能力やスキルを高め、自治体の仕事のやり方を変えてまいります。

これまで以上に住民、企業、NPO、行政などとの連携を強化し、地域内での資金の循環や再投資を活発にしながら、持続的な好循環の流れをつくり、明るい柴田町の未来を切り開いてまいります。

マハトマ・ガンジーの言葉ですが、「未来は我々が何をなすかにかかっている」、これまでの過去は変えることができませんが、未来はこれからの住民の皆さんの選択と行動によって変えることができます。柴田町をさらに飛躍させることができます。

そのためにも、時代の流れを先読みし、政策力に磨きをかけながら果敢にチャレンジしてまいりますので、議員各位のご理解、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋たい子君） お諮りいたします。施政方針に対する質疑は、当初予算審議の際に総括質疑の中で行います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。

なお、令和2年度各種会計予算についての総括質疑の要旨は、議会運営委員会の協議の結果、本日9時30分まで議長へ提出となっております。

総括質疑は4名の議員から提出がありましたので、お知らせいたします。

総括質疑は3月6日に行います。

お諮りいたします。日程第7、議案第70号固定資産評価審査委員の選任については、人事案件でありますので議員全員協議会にお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。

これより、直ちに委員会室において議員全員協議会を開催いたしますので、ご参集をお願い

いたします。

それでは、ただいまから休憩いたします。

全員協議会終了次第、再開いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第7 議案第70号 固定資産評価審査委員の選任について

○議長（高橋たい子君） 日程第7、議案第70号固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第70号固定資産評価審査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員としてご活躍いただいております齋藤和弘氏が令和2年3月23日をもって任期満了となります。土地や家屋に係る固定資産の評価については、公正な審査を確保する必要があり、町民の関心度も高まっている中、今まで以上に固定資産評価審査委員の重要性が増しております。

このようなことから、宅地建物取引主任者としての資格を有し、住宅関係に係る価格動向や評価について精通しており、実績経験も豊かで職務執行能力も十分に兼ね備えた齋藤和弘氏を再任したく、ご提案申し上げる次第であります。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第70号固定資産評価審査委員の選任についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、議案第70号固定資産評価審査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

日程第8 議案第71号 柴田町行政区長会条例

- 議長（高橋たい子君） 日程第8、議案第71号柴田町行政区長会条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

- 町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第71号柴田町行政区長会条例についての提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化され、行政区長等の任用形態について見直しが必要となったことから、新たに条例を制定するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

- 議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（佐藤 芳君） それでは、柴田町行政区長会条例の詳細説明になります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、会計年度任用制度の創設に伴い、令和2年4月1日から新たな規定のもと、行政区長を任命することになります。

現行での行政区長の任命につきましては、地方公務員法第3条第3項第3号の「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」として第3号の適用の特別職非常勤職員として任命しております。これは、法第3条第3項第3号の掲げる特別職は恒久的でない職または常時勤務をすることを必要としない職であり、かつ職業的公務員の職ではない点において、一般職に属する職と異なるものと解されること、町内嘱託員、世話人、連絡人等は特別職の公務員として差し支えないとする行政実例に基づき任命しております。しかし、この第3号の規定の中に、曖昧なこともありまして、多くの自治体においてこの規定の解釈が異なります。本来の趣旨である専門的な知識を有し、自治体サービスや助言を行う者としての任命がなされていないと指摘されてございます。

このような背景から、今回、会計年度任用職員の制度の創設に伴いまして特別職の規定も見

直されまして、法第3条第3項第3号による特別職非常勤職員の任命が厳格化されることになりました。具体的には、第3号の専門的知識、経験及び識見を有する者がつく職であって、当該知識、経験または識見に基づき助言、調査、診断、その他、総務省令で定める事務を行う者に限ると規定が追加されたことによりまして、同号による任命の幅が狭まることとなります。

なお、この第3号の規定により任命される職につきましては、総務省令で細かく規定されることになりまして、顧問や参与、学校薬剤師や学校評議員、各種調査員や学校医などがこれに該当することになります。

このようなことから、行政区長についての国の指導もあり、現行での第3号規定での任命ではできなくなるため、今後は地方公務員法の第3条第3項第2号の規定に基づく新たな任命を行うものでございます。第2号では「法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会の構成員の職で臨時又は非常勤のもの」を特別職とすると規定されており、町と地域のパイプ役であり地域の代表である行政区長を新たにこの第2号での特別職非常勤職員として任命し、地域の課題等の解決、町政の振興施策、それから地域住民の要望等に関する事項を調査審議する行政委員として、町に対して助言や意見をいただくものでございます。これに伴い、現在、行政区長会を地方自治法の第138条の4第3項の規定に基づく執行機関の附属機関として設置し、この審議をいただくため、柴田町行政区長会条例を制定するものであります。

それでは、条文の説明になります。

議案書の3ページをお開きください。

柴田町行政区長会条例を次のように制定する。

第1条、設置規定になります。地方自治法第138条の4第3項の規定に基づきまして、柴田町行政区長会を置くものでございます。

第2条、所掌事務になります。区長会は、地域の課題等の解決、町政の振興施策等及び地域住民の要望等に関する事項を調査審議するものとします。

第3条の組織になります。区長会は、行政区長及び副行政区長で組織します。なお、第2項でも規定しておりましたが、区長等は町長が任命いたします。

第4条になります。区長等の任期は3年といたします。また、区長等の欠けた場合の補欠の区長等の任期を前任者の残任期間とするものでございます。第2項は、再任の規定になります。

第5条、会長及び副会長の規定になります。区長会において会長及び副会長2名を置くもの

です。会長は、会務を総理し、区長会を代表します。なお、会長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を副会長が代理するものとします。

第6条になります。区長会の会議の規定になります。会議は、会長が招集し、議長を会長といたします。第2項は、会議の開催要綱です。区長等の半数の出席がなければ開くことができないとしております。第3項では、議事は出席した区長等の過半数で決するとしています。可否同数のときは、議長が決することといたします。

第7条は、庶務になります。区長会の庶務は総務課において処理いたします。

第8条は、委任になります。この条例に定めるもののほか、区長会の運営に関し必要な事項は別に定めるものとございます。

議案書4ページ、附則になります。施行期日を令和2年4月1日といたします。

第2項は、経過措置になります。現在、区長等は平成31年4月1日に任命しております。現在の区長を引き続き任命して、任期を令和4年3月31日まで3年間とするための経過措置となります。

第3項は柴田町役場槻木事務所設置に関する条例、第2条においては事務所の所管区域を行政区長等に関する規則、別表第1で定める行政区長としておりますが、今回の条例制定に伴いまして同規則を廃止いたしまして、新たに規則を制定しております。表のとおり「行政区長等に関する規則別表第1」を「柴田町行政区長会規則別表」に改めるものとございます。

第4項は、行政区長等の報酬等に関する条例の廃止規定になります。

以上、柴田町行政区長会条例の説明になります。

続きまして、議案第71号の関係の資料になるんですが、柴田町行政区長会規則をごらんください。

ただいまの柴田町行政区長会条例の制定に伴いまして、規則についても現行の行政区長会に関する規則を廃止し、柴田町行政区長会規則を制定いたします。

それでは、条文の説明になります。

第1条、目的になります。この規則は、柴田町行政区長会条例第8条の規定に基づきまして、区長会の運営に関し必要な事項を定めるものとございます。

第2条は、行政区の設置規定になります。現行での行政区の名称及び区域について設置の規定が曖昧だったところから、今回、第2条で柴田町行政区を設置するという規定をしたものとございます。なお、名称及び区域につきましては、第2項において、今まで同様、別表で規定をしてございます。

る法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、詳細説明を申し上げます。

今回の条例改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、会計年度任用職員制度が創設されたため、関係条例の文言を整備するものでございます。

議案書5ページをお願いいたします。

第1条、柴田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

第3条の報告事項では、臨時的に任用された職員及び非常勤職員は公表の対象から除くと規定しており、非常勤職員のうち、地方公務員法第28条の5第1項に規定する再任用短時間勤務職員のみが公表の対象となっておりました。今回の改正では、この地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定するフルタイム会計年度任用職員もこの公表の対象に追加するものでございます。

続きまして、第2条、柴田町職員定数条例の一部改正です。

第2条、職員の定数になります。総数325人に変更はございませんが、内訳について、上下水道事業の公営企業化に関する見直し等が行われました。第1号の町長部局の職員「253人」を「249人」に、第7号の「水道事業の企業職員9人」を「水道事業及び下水道事業の企業職員13人」に改めるものでございます。

次に、6ページになります。

第4条の定数外の規定は、改正前は第1号で臨時または非常勤の職員について定数外としていたものを、改正後は第1号に地方公務員法第22条の3第4項に規定する臨時的任用を行う日から1年以内に廃止することが予想される職員の任用される臨時的任用職員または非常勤の職員は定数外となる規定に改めるものでございます。

第3条は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。

職員の派遣、第2条第2項第3号になります。改正前の地方公務員法では、第22条の第1項で「条件付採用」、第2項から第7項が臨時的に任用についての規定とされておりました。今回の改正で地方公務員法第22条に「条件付採用」、第22条の3に臨時的任用職員についての規定がされたため、整備を行うものでございます。

第4条は、柴田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。

第4条の休職の効果になります。地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員についての規定に新たに設けるものでございまして、地方公務員法第22条の2第2項で会計年度任用職員の任期はその採用の日から同日の属する会計年度の末日まで、期間の範囲内で任命権者が定めることになっているため、その任期の範囲内とする旨を定めるものでござい

す。

また、第5条第2項、休職者に対する休職の期間中、給与に関して会計年度任用職員に関する規定が追加されるものでございます。

第5条は、臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する臨時的任用職員については、地方公務員法第22条第5項に規定してありました。改正後は、地方公務員法の第22条の3第4項に規定されるため、引用条件が変更となったことによる改正となります。

第6条、職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正するものでございます。

第3条の減給の効果になります。地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定されるパートタイム会計年度任用職員について給料ではなく報酬が支給されることから、懲戒に関する報酬の減額に関する規定を追加するものでございます。

続きまして、第7条は職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。会計年度任用職員制度の創設に伴いまして、一般職、非常勤職員の育児休業の制度の整備等を行うものでございます。

第2条第4号の（イ）です。育児休業をすることができない非常勤職員の規定の改正です。改正前は、養育する子が1歳6カ月に達するまでに任期が満了すること及び再び採用されない場合、育児休業をとることができない規定となっておりました。改正後は、第2条の4の規定に該当する場合、養育する子が2歳に達するまで任期が満了すること及び再び採用されない場合、育児休業をすることができないという規定に改めるものでございます。

議案書10ページになります。

第2条の4は、新たに規定を設ける条文になります。非常勤職員が1歳6カ月から2歳に達する子を養育するために育児休業をする場合の規定を設けたものでございます。第1号では、非常勤職員またはその配偶者が養育する子の1歳6カ月到達に育児休業をしていること、第2号では、1歳6カ月到達日以後の期間について育児休業をとると継続的な勤務になるため、特に必要と認められる場合として規則で定める場合の規定をしてございます。規則で定める場合についてですが、保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているとき、当面のその実施が行われない場合を定める予定です。

次に、第2条の5については、第2条の4を新たに設けたもので条例の繰り下げを行うための改正でございます。

第3条は再度育児休業をすることができる特別の事情によって、第4条は育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情について、保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行

っているが、当面その実施が行われたいことについて定めるものでございます。

第7条は育児休業をしている職員の期末手当等の支給についてですが、地方公務員法第22条の2第1項の規定する会計年度任用職員は勤勉手当の支給が適用されないことから、第7条第2項で勤勉手当の支給対象から除外規定を追加するものでございます。

次に、第8条は育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整についてでございます。会計年度任用職員は職務復帰後の号俸の調整について適用外とされる規定を追加するものでございます。

次に、第10条は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情について、保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われたいことについて定めるものでございます。

第19条は、第2項に会計年度任用職員の部分休業に係る給与の減額について規定するものでございます。第19条第2項第1号でパートタイム会計年度任用職員について、柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給すること、第2号ではフルタイム会計年度任用職員について、柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額の減額をして支給することを規定するものでございます。

13ページになります。

第8条、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正です。

第2条の職員について、行政区長が委員会の非常勤の委員になることから、「行政区長」の文言を削除する改正となっております。また、第5条の補償基礎額で、第5号に議会議員その他非常勤職員の公務災害等に関する条例の適用を受けることになるフルタイム会計年度任用職員がいる場合、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例とする規定を新たに設けるものでございます。

14ページになります。

第9条、特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

今回整備を行う特別職の非常勤職員についてですが、現在は地方公務員法の第3条第3項第3号の規定に基づいて「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」として任用しております。今回の改正では、専門的な知識、経験または識見を有する者がつく職であって、「当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る」という規定が追加されて、特別職の非常勤職員として任命さ

れる職員が限定的となりまして改正を行うものでございます。

議案書19ページ、20ページ、改正前、それから別表第1の別記2になります。それから、議案書17ページ、18ページが改正後の別表第1の別記1になります。こちら、改正前の別記2では、町医、健康推進員、社会教育指導員、消費生活相談員、環境指導員、外国青年語学教育指導相談員が会計年度任用職員として移行することから、表から削除するものでございます。改正後の別記1では、行政区長及び副行政区長、それから児童館運営審議会委員、都市計画審議会臨時委員、都市計画審議会専門委員、いじめ問題対策連絡協議会委員、それから防災会議専門委員、交通安全対策会議特別委員を特別職の非常勤職員に追加するものでございます。

14ページにお戻りください。

第10条は、柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

第21条になります。改正前には「臨時又は非常勤職員の給与」としていたものを、改正後は「会計年度任用職員の給与」に関する規定に改めるものでございます。

第11条は、柴田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正です。

第1条に、会計年度任用職員についても特殊勤務手当の支給の対象となる旨を追加するものでございます。

第12条は、柴田町職員等の旅費に関する条例の一部改正でございます。

第2条は、用語の定義に関する規定になります。第1号の職員の範囲に地方公務員法第22条の2第1項2号に定めるフルタイム会計年度任用職員を新たに追加するものでございます。

第13条は、柴田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものです。

第17条になります。改正前は「臨時又は非常勤職員の給与」としておりましたが、改正後は「会計年度任用企業職員の給与」に改め、柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を基準とする規定としてございます。

議案書21ページ、附則になります。この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

ただいまから休憩をいたします。

午後1時、再開いたします。

午後0時03分 休 憩

午後1時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第10 議案第73号 柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第10、議案第73号柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第73号柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、国の人事院勧告を踏まえ、町長、副町長、教育長の期末手当の支給率を引き上げるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） それでは、議案第73号柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

今回の改正理由でございますが、令和元年8月7日に行われました人事院勧告では、一般職の国家公務員の給与改定に合わせて、特別職の国家公務員の期末手当の支給率も改正されてございます。柴田町においても人事院勧告の改定に準じ、町長、副町長、教育長の期末手当の支給率について引き上げを改正するものでございます。

議案書23ページ、ごらんください。

柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例になります。

その他の給与、第4条第2項になります。期末手当の支給割合について、改正前は期末手当基礎額に乗ずる割合を「100分の167.5」としておりましたが、「100分の170」に改めるものでございます。6月期及び12月期合わせまして、年間支給月数は3.35月から3.4月へ、0.05月引き上げるものでございます。

附則になります。この条例は、令和2年4月1日から施行となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

**日程第 11 議案第 74号 柴田町交通指導隊条例及び柴田町防犯実動隊条例の一部
を改正する条例**

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第11、議案第74号柴田町交通指導隊条例及び柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第74号柴田町交通指導隊条例及び柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

交通指導隊及び防犯実動隊の隊員の出勤報酬額は、平成21年4月から消防団員と同額の2,000円に定めております。今回、消防団員の額を2,000円から2,300円に改定することに合わせて、両隊の隊員出勤報酬額を引き上げるものです。

詳細につきましては担当課長が説明しますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） それでは、議案第74号柴田町交通指導隊条例及び柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

平成21年2月の第1回定例会において、両隊に係る条例改正を行いました。その中で報酬については従来の日額報酬を新たに年額の職務報酬と日額の出勤報酬の2本立てに改めました。その際、出勤報酬の額2,000円については、消防団員の費用弁償の額と同額とし、平成21年4月から施行しております。

今回、非常勤消防団員の費用弁償の額を2,000円から2,300円に改めるのに合わせて、両隊の隊員出勤報酬額について2,000円から2,300円に引き上げるものです。

それでは、議案書の説明に入ります。

25ページをお開きください。

第1条は、柴田町交通指導隊条例の一部改正です。別表の区分、出勤報酬（1回につき）の欄、改正前の「2,000円」を改正後「2,300円」に改めます。

第2条の柴田町防犯実動隊条例の一部改正につきましても、同様の改正を行うものです。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

なお、今回の改正にはありませんが、4月からの会計年度任用職員制度導入後の両隊員の任用形態については、非常勤職員非常勤特別職としての任用とするものです。隊員の任務については、それぞれの条例の第2条で規定されており、現在の活動は引き続き行ってまいりますが、その活動を通して得られた知見をもとに、交通指導隊員は交通安全の推進について、防犯実動隊員は防犯の推進について、隊として町に意見を述べる、提言していただく役割を新たに担っていただくよう考えております。

以上が詳細説明になります。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第12 議案第75号 柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第12、議案第75号柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第75号柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が見直されたことから、関係条例の整備を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） それでは、議案第75号柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

議案書27ページになります。

この改正は、子ども・子育て支援法の改正により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正され、令和元年10月1日から施行されたことに伴い、町の柴田

町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についても所要の改正が必要となりましたので、国の基準に準じて改正するものです。

幼児教育・保育の無償化に関する改正となります。幼児教育・保育の無償化は既に令和元年10月1日から実施されていますが、改政府令の施行の日、令和元年10月1日から起算して1年を超えない期間内は改政府令をもって市町村の条例で定める基準とみなす経過措置が設けられていますので、現在は改政府令に基づきまして幼児教育・保育の無償化に取り組んでいるところです。

幼児教育・保育の無償化は、全ての3歳から5歳までを対象に実施しています。このことから、新制度に移行していない新制度未移行幼稚園や認可外保育施設を含めて無償化の対象とする内容に変更するものです。

また、保育所等における食事の提供に要する費用につきましては、主食だけとされていましたが、副食も含めて受け取ることができることとなります。なお、一定の所得未満の世帯や多子世帯については対象外となるものです。

それでは、改正内容を順に説明します。

まず、条例全体にかかわるものとしまして、文言の改正になります。これまでの認定こども園や保育所、幼稚園及び小規模保育所等を対象としてきましたこれまでの「支給認定」の文言を新制度未移行幼稚園や認可外保育施設なども含めた「教育・保育給付認定」に整理し、さらに幼児教育・保育の無償化の対象である3歳から5歳の全ての子どもを「満3歳以上幼児教育・保育認定」、無償化の対象と区分するために「満3歳未満保育認定」と文言を整理します。

次に、主な改正について順を追って説明します。

第2条は、それぞれ用語の意義を規定しています。まず、第12号を第17号とし、第11号の次に5つの号を加えます。第12号は満3歳以上教育・保育給付認定子どもですが、これは幼児教育・保育の無償化の対象区分の子どもになります。第13号は特定満3歳以上保育認定子どもですが、これは年度の途中で満3歳になる子どもで、満3歳に達した以後の子どもになります。第14号は特定満3歳未満保育認定子どもですが、これは年度の途中で満3歳になる子どもで、満3歳に達する前の子どもになります。

28ページになります。

第3条、一般原則を規定しています。第1項中、「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改めます。これにつつま

しては、副食費負担金等の軽減について配慮することを追記しています。

29ページになります。

第5条から第34条は、府令、特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、文言を整理しております。

30ページになります。

第8条は、支給認定証の内容を確認した上で特定教育・保育を提供することになりますが、教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっても、教育・保育給付が受けられるよう、認定とあわせて必要な事項を確かめることを規定するものです。

32ページになります。

第13条は、保護者から受領できる利用者負担額等について規定しています。

同条第1項は、特定教育・保育に係る利用者負担額、いわゆる保育料になりますが、満3歳未満の子どもの利用に限り負担があることを規定しています。3歳から5歳の子どもは幼児教育・保育の無償化となるため、除かれています。

33ページになります。

同条第4項第4号では、食事の提供に要する経費について、「3歳以上の主食用に限り保護者から受けることができる」とあったものを、改正後につきましては食事の提供に要する費用としまして、「副食費についても受け取ることができる」と規定されました。あわせて、軽減措置や無償化の対象となっていない満3歳未満保育認定子どもに対する食事について、除かれるものとして盛り込まれました。

アは、低所得者に対する軽減措置を規定しています。これは、満3歳以上教育・保育認定子どものうち、その保護者及び保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割の合算額を基準としまして、それぞれ（ア）または（イ）に定める金額未満である者に対する副食の提供については除かれることを規定しています。

（ア）についてですが、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって保育を必要としない子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにつきましては、7万7,101円となります。（イ）ですが、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって保育を必要とする子どもに該当する教育・保育給付認定子ども、ここでは年度の途中で満3歳になる特定満3歳以上の保育認定の子どもは除きますが、5万7,700円となります。「政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては」とありますが、これはひとり親世帯や要保護者等に該当する保護者などが該当しますが、この場合は7万7,101円となります。

イは、多子世帯に対する軽減措置になります。満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子どもが同一の世帯に3人以上いる場合に、それぞれ（ア）または（イ）に定める者に該当する者に対する副食を提供する場合については除かれることを規定しています。

（ア）ですが、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって保育を必要としない子どもに該当する教育・保育給付認定子どもで、負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前の子どものうち、3番目の子どもである者が対象となります。

（イ）ですが、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって保育を必要とする子どもに該当する教育・保育給付認定子どもで、負担額算定基準子どものうち、3番目の子どもである者が対象となります。

ウは、満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供も除かれます。これは、食事の提供につきましても既に利用者負担金に含まれていますので、受け取れるものではないということで除かれているものです。

第13条第4項第5号から39ページの第34条までは、文言の整理が入ります。

40ページになります。

第35条と第36条は、特例施設給付費に関する基準について規定しています。

第35条は、特別利用保育の基準について規定しています。特別利用保育とは、保育が必要ではない子どもに対して、やむを得ず保育所において保育を提供する場合の給付について規定しているものでございます。

同条第3項は、「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に改め、文言を整理します。施設型給付費は、保育所や認定こども園、新制度移行幼稚園に対する給付費になります。特例施設型給付費は、認定前にやむを得ない理由で特定教育・保育を受けたときや、保育が必要でない子どもが保育所を利用する特別利用保育、保育が必要な子どもが幼稚園等を利用する特別利用教育などについて、特例的に給付費の対象になります。このことによって、第13条第2項、同条第4項第3号イ（ア）、同号イ（イ）について、それぞれ読みかえを規定しています。

41ページになります。

第36条は、特別利用教育の基準について規定しています。特別利用教育は、保育が必要な子どもがやむを得ず幼稚園等を利用する場合の給付について規定しています。

同条第3項は、「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節」に改め、文言の整理をします。また、前条同様に、第13条第2項、同条第4項第3号イ（ア）、同号イ（イ）について、それぞれ読みかえを規定しています。

42ページになります。

第37条第1項から48ページ、第50条までは、文言の整理になります。

49ページになります。

第51条は、特別利用地域型保育の基準を規定しています。特別利用地域型保育は、満3歳以上の保育を必要としない子どもが町が地域型保育給付費の対象として確認した地域型保育事業者から保育の提供を受けた場合のことを規定しています。文言の整理と関連する項目につきまして、それぞれ文言の読みかえを規定しています。

50ページになります。

第52条は、特定利用地域型保育の基準を規定しています。特定利用地域型保育は、満3歳以上の保育を必要とする子どもが町が地域型保育給付費の対象として確認した地域型保育事業者から保育の提供を受けた場合を規定しています。こちらも文言の整理と関連する項目について、それぞれ文言の読みかえを規定しています。

51ページになります。

附則になります。附則第2条第1項は、特定保育所、いわゆる私立保育所の取り扱いにおける読みかえ規定について記述していますが、今回の改正により一部文言を整理しております。附則中第3条、こちらは削除します。

53ページになります。

附則です。第1項、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第13 議案第76号 柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第13、議案第76号柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第76号柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、消防団員の確保及び任務遂行の意欲向上を図るため、費用弁償の支給額を引き上げるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） それでは、議案第76号柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

今回の条例の改正でございますが、近年発生しております災害等を受け、消防団員の待遇改善を図るため、費用弁償の支給額を引き上げるものでございます。

議案書55ページをお開きください。

柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例になります。

第15条、費用弁償、第1項第1号から第4号までになります。改正前、1回につき「2,000円」としておりました費用弁償等の額を、改正後の額、いずれも1回につき「2,300円」に改正するものでございます。

附則になります。この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第14 議案第77号 指定管理者の指定について（柴田町地域活動支援センター）

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第14、議案第77号指定管理者の指定について（柴田町地域活動支援センター）を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第77号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

現在、指定管理者制度により管理している柴田町地域活動支援センターしらさぎ及び柴田町地域活動支援センターもみのきが、令和2年3月31日で指定期間満了となることから、引き続き、地方自治法の規定に基づく指定管理者を指定し、同年4月1日から施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。指定管理者選定委員会で審議された結果を踏まえ、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） では、議案第77号指定管理者の指定について詳細説明をさせていただきます。

57ページをお開きください。

ただいま町長が提案理由で申しあげました柴田町地域活動支援センターしらさぎ及び柴田町地域活動支援センターもみのきの指定管理期間が令和2年3月31日をもって終了することに伴い、引き続き施設の管理運営の指定管理者に行わせるため、指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称については、柴田町地域活動支援センターしらさぎ及び柴田町地域活動支援センターもみのきであります。

次に、指定をしようとする法人その他の団体については、社会福祉法人柴田町社会福祉協議会であります。

指定の期間については、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5カ年といたします。

次に、指定管理者選定の経過についてご説明いたします。

令和元年10月1日に開催された第1回指定管理者選定委員会において、福祉課からの申し立てによる公募によらない指定管理の選定が適切であるかの審議が行われました。1つ目は、就労支援施設などで働くことのできない利用者への生産的活動機会の提供、創作的活動、また、社会との交流事業の提供が適切に実施されていること。2つ目として、利用者の障がいの状況や体調などの個人的配慮を要することが継続的かつ適切に行われていること。3つ目は、利用者からの相談や生活指導及び助言などについて、利用者や家族からの苦情がないこと。支援や指導について利用者や家族からのよい評価を受けていること。4つ目といたしまして、これまでの指定管理により管理を実施している受託法人の運営が2期6年間において円滑に運営され

ていること。以上のことから、指定管理者選定委員会の審議により、公募によらない指定管理者の選定となり、選定事業者を社会福祉法人柴田町社会福祉協議会といたしました。

続いて、指定管理候補者の選定結果に基づき、福祉課において住民の平等な利用の確保、公の施設の効果の発揮と効果の管理、管理を安定して行う物的能力、人的能力、個人情報取り扱いの審査基準項目を指定管理候補者の関係書類で審査いたしました。各項目においていずれも適正であると判断されたことから、指定管理者選定委員会に審査結果を報告いたしました。担当課からの審査報告を受け、第2回指定管理者選定委員会では柴田町社会福祉協議会を指定管理候補者と決定いたしました。指定管理者選定委員会から候補者の候補決定の通知を受け、令和2年1月24日に指定管理者仮基本協定書の締結を行いました。

以上で、指定管理者仮基本協定締結までの指定管理者の選定の経過となります。

今後については、本会議において議決されたら、基本協定の本締結を速やかに実施いたします。

以上で詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第15 議案第78号 令和元年度柴田町地域福祉センター空調機器設備災害復旧工事請負契約について

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第15、議案第78号令和元年度柴田町地域福祉センター空調機器設備災害復旧工事請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第78号令和元年度柴田町地域福祉センター空調機器設備災害復旧工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

令和元年10月の台風19号の浸水被害により、地域福祉センターの空調機器設備が使用できなくなったことから、今回、灯油式から電気式の空調機器設備へ復旧工事を行うものです。

既決予算に基づき、1月14日に特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札の公告を行い、1月29日に入札執行いたしました。入札参加者は、株式会社新日電業商会、笠松電気株式会社、株式会社加藤電設工業、窪田電気工事株式会社の4者でありました。入札を執行した結果、笠松電気株式会社と6,886万円で工事請負仮契約を1月31日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議

会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、議案第78号令和元年度柴田町地域福祉センター空調機器設備災害復旧工事請負契約につきまして、詳細説明をいたします。

議案書59ページをお開きください。

この工事案件につきましては、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、指名委員会の内規によりまして施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札を執行しております。

最初に、契約の内容です。

記の1、契約の目的は令和元年度柴田町地域福祉センター空調機器設備災害復旧工事です。

2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。

3の契約の金額は、消費税を加算しまして6,886万円になります。

4の契約の相手方は、笠松電気株式会社です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、別冊の議案第78号関係資料の1ページをごらんください。

入札参加者は、地元企業等の参加に配慮し、参加資格を県南地域の4市9町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する一般建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた企業を確保する観点から、建設業法による県の電気工事一式の総合評価値が750点以上であることなどを条件として制限を付し、参加を求めた結果、表のとおり、町内業者1者、町外業者3者の計4者から申請がありました。参加申請のあった4者について、1月27日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加資格を有することと認めております。

2ページをお開きください。

入札結果調書になります。入札執行日は1月29日、予定価格につきましては消費税抜きで6,590万円、最低制限価格は消費税抜きで6,100万円です。1月31日に仮契約を締結しております。工期は、議決日の翌日から令和2年3月31日までとなります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段の表で説明いたします。この表にあります評価基準に従い入札参加申請者を評価したのですが、配点については価格以外の評価点Aが10

点、価格評価点Bが90点となり、総合評価点はAプラスB満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点につきましてはそれぞれ記載のとおりですが、1番の株式会社新日電業商会在7点、2番の笠松電気株式会社が10点、3番の株式会社加藤電設工業が1点、4番の窪田電気工事株式会社については7点となりました。

次に、価格に関する評価では、4者とも入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから総合評価の対象となります。最低入札価格6,260万円で応札しました2番の笠松電気株式会社に価格評価点として満点の90点を配点し、他の事業者には2番の笠松電気株式会社の入札価格に応じた価格評価点を計算し、1番の株式会社新日電業商会在86.15点、3番の株式会社加藤電設工業が89.60点、4番の窪田電気工事株式会社が87.76点となりました。

総合評価の結果は、合計で1番の株式会社新日電業商会在93.15点、2番の笠松電気株式会社が100点、3番の株式会社加藤電設工業が90.60点、4番の窪田電気工事株式会社が94.76点となり、総合評価点で最も高い笠松電気株式会社が落札者となります。

以上、入札と契約に係る内容についての説明でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 次に、福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、福祉課のほうからは工事の内容について説明させていただきます。

議案書第78号の関係資料の3ページをお開きください。

こちらが地域福祉センターの平面図となります。3ページについては主に事務所・研修棟、4ページについてはデイサービス棟というふうな形になっております。大変字が小さくて見づらいんですが、後でちょっと詳しく説明させていただきますので、ご了解をお願いいたします。

最初に、台風19号の被害により地域福祉センターは約30センチの床上浸水となりました。灯油ヒートポンプの冷暖房機の室外機が水没したことによる修繕による復旧工事が可能か、業者と確認したところ、現在ではメーカーでは灯油式のヒートポンプの空調機器の製造から撤退しており、関係部品も製造から20年を経過しているため部品の調達が不可能ということでした。

このことから、災害復旧工事として灯油ヒートポンプの修繕ができないということで、今後の災害に施設全体の空調機能が停止することにならないように、被害が分散可能な電気式冷暖房機へ転換を図り、復旧することといたしました。

工事契約の内容について説明いたします。

資料右上の四角の中が工事の概要となります。先ほど説明いたしましたとおり、灯油式空調機器から電気式空調設備に変更いたします。動力については、電気設備になることにより受変電設備の増設をいたします。なお、既存の冷媒管は使用が可能なので、そのまま使用することといたします。室外機の設置に当たっては、既存の基礎に新たに400ミリの架台を設置した上、その上に室外機を設置するという計画にしております。

冷暖房機の設置については、3ページの平面図をごらんください。

室外機を事務所棟の西側、図面の左側◎という位置に丸の中にPAC1からPAC3の記載がある室外機が3系統分、4ページのデイスサービスについては右上のPAC4からPAC9の6系統を設置します。

室内機については、3ページにお戻りください。

室内機については、まず室外機PAC1の位置に通用口、相談室前の廊下、展示コーナー前、通用口廊下の4方向カセット型7.1キロワットの室内機を設置いたします。同じく、室外機1には、多目的ホールにビルトイン型の5.6キロワットの室内機を4カ所設置します。室外機の系統に、2系統のほうについては管理事務室に11.2キロワット4方向カセット型を2機、ボランティアセンターに11.2キロワット4方向カセット型を1機設置いたします。研修の1から3については、室外機PAC7、4ページのほうからの系統で室外機は4ページのほうの記載になります。室内機は9.9キロワットで4機設置いたします。

4ページをごらんください。

デイスサービス棟になります。これまで説明したように、室外機PAC6、中央の機能回復訓練室兼食堂に7.1キロワット天井ダクト型を8機設置いたします。図面にあるように、室外機の9系統については室内機全体として44機を設置する工事となります。

以上で工事の内容の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第16 議案第79号 令和元年度柴田小学校大規模改造工事（建築工事）請負契約について

日程第17 議案第80号 令和元年度西住小学校大規模改造工事（建築工事）請負契約について

日程第18 議案第81号 令和元年度船迫中学校大規模改造工事（建築工事）請負契約について

- 議長（高橋たい子君） 次に、日程第16、議案第79号令和元年度柴田小学校大規模改造工事（建築工事）請負契約について、日程第17、議案第80号令和元年度西住小学校大規模改造工事（建築工事）請負契約について、日程第18、議案第81号令和元年度船迫中学校大規模改造工事（建築工事）請負契約について、以上3件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

- 町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第79号令和元年度柴田小学校大規模改造工事（建築工事）請負契約について、議案第80号令和元年度西住小学校大規模改造工事（建築工事）請負契約について、議案第81号令和元年度船迫中学校大規模改造工事（建築工事）請負契約についての提案理由を申し上げます。

3件の大規模改造につきましては、国の令和元年度当初予算で採択され、それぞれ工事発注の準備を進めてまいりました。工事は建築、機械設備、電気設備工事に分離発注するもので、既決予算に基づき1月17日に特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札の公告を行い、2月13日に入札執行をいたしました。

議案第79号につきましては、平成2年度に建設され、老朽化が著しくなっております柴田小学校の校舎外壁の補修及び塗装、校舎屋上の防水改修、床の張りかえ、給排水配管改修などを行うものです。

入札参加者は、株式会社サカモト、株式会社八重樫工務店、株式会社松浦組、株式会社四保工務店の4者でありました。入札を執行した結果、株式会社松浦組と9,735万円で工事請負仮契約を2月17日に締結いたしました。

議案第80号につきましては、昭和57年に建設され、老朽化が著しくなっております西住小学校の校舎内外壁の補修及び塗装、校舎屋上の防水改修、床の張りかえ、給排水配管改修などを行うものです。

入札参加者は、株式会社サカモト、株式会社八重樫工務店、株式会社松浦組、株式会社四保工務店の4者でありました。入札を執行した結果、株式会社八重樫工務店と1億1,440万円で工事請負仮契約を2月17日に締結いたしました。

議案第81号につきましては、昭和61年度に建設され、老朽化が著しくなっております船迫中学校の校舎外壁の補修及び塗装、床の張りかえ、給排水配管改修などを行うものです。なお、校舎の屋上防水は平成25年度に改修済みです。

入札参加者は、株式会社サカモト、株式会社今野建設、株式会社八重樫工務店、株式会社松

浦組、株式会社四保工務店の5者でありました。入札を執行した結果、株式会社松浦組、7,975万円で工事請負仮契約を2月17日に締結いたしました。

以上、3件の工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、一括議題となりました工事請負契約案件3件に係る入札と契約に関する詳細説明をいたします。

まず、議案第79号令和元年度柴田小学校大規模改造工事（建築工事）請負契約につきまして説明をいたします。

議案書61ページをお開きください。

この工事案件につきましては、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、指名委員会の内規によりまして施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札を執行しております。

最初に、契約の内容です。

記の1、契約の目的は令和元年度柴田小学校大規模改造工事（建築工事）です。

2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。

3の契約の金額は、消費税を加算しまして9,735万円になります。

4の契約の相手方は、株式会社松浦組です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、別冊の議案第79号関係資料の1ページをごらんください。

入札参加者につきましては、参加資格を仙南地域の2市7町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた事業者を確保する観点から、建設業法による県の土木一式の総合評定値が750点以上であることなどを条件として制限を付し、参加を求めた結果、町内業者3者と町外業者1者の計4者から入札参加申請がありました。参加申請のあった4者について、2月5日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加資格を有することと認めております。

2ページをお開きください。

入札結果調書になります。入札執行日は2月13日、予定価格につきましては消費税抜きで

9,410万円、最低制限価格は消費税抜きで8,582万4,000円です。2月17日に仮契約を締結しております。工期は、議決日の翌日から令和2年3月31日までとなります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段の表で説明いたします。この表にあります評価基準に従い入札参加申請者を評価したのですが、配点については価格以外の評価点Aが10点、価格評価点Bが90点となり、総合評価点はAプラスB満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点につきましてそれぞれ記載のとおりですが、1番の株式会社サカモトが4点、2番の株式会社八重樫工務店が7点、3番の株式会社松浦組、4番の株式会社四保工務店については各10点となりました。

次に、価格に関する評価では、4者とも入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから総合評価の対象となります。最低入札価格8,850万円で応札しました3番の株式会社松浦組に価格評価点として満点の90点を配点し、他の事業者には3番の株式会社松浦組の入札価格に応じた価格評価点を計算し、1番の株式会社サカモトが89.80点、2番の株式会社八重樫工務店が87.53点、4番の株式会社四保工務店が88.50点となりました。

総合評価の結果は、合計で1番の株式会社サカモトが93.80点、2番の株式会社八重樫工務店が94.53点、3番の株式会社松浦組が100点、4番の株式会社四保工務店が98.50点となり、総合評価点の最も高い3番の株式会社松浦組が落札者となります。

続きまして、議案第80号令和元年度西住小学校大規模改造工事請負契約です。

議案書63ページをお開きください。

この工事案件につきましても、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札を執行しております。

最初に、契約の内容です。

記の1、契約の目的は令和元年度西住小学校大規模改造工事（建築工事）です。

2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。

3の契約の金額は、消費税を加算しまして1億1,440万円になります。

4の契約の相手方は、株式会社八重樫工務店です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、別冊の議案第80号関係資料の1ページをごらんください。

この工事案件も、入札参加者につきましては参加資格を仙南地域の2市7町に本社が所在する事業者とし、建設業法による県の土木一式の評定値が750点以上であることなどを条件とし

て制限を付し、参加を求めた結果、町内業者3者と町外業者1者の計4者から入札参加申請がありました。参加申請のあった4者について、2月5日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加資格を有することと認めております。

2ページをお開きください。

入札結果調書になります。入札執行日は2月13日、予定価格につきましては消費税抜きで1億1,060万円、最低制限価格は消費税抜きで1億126万6,000円です。2月17日に仮契約を締結しております。工期は、議決日の翌日から令和2年3月31日までとなります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段の表で説明いたします。この表にあります評価基準に従い入札者を評価したのですが、配点については価格以外の評価点Aが10点、価格評価点Bが90点となり、総合評価点はAプラスB満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点につきましてそれぞれ記載のとおりですが、1番の株式会社サカモトが4点、2番の株式会社八重樫工務店が7点、3番の株式会社松浦組、4番の株式会社四保工務店については10点となりました。

次に、価格に関する評価では、4者のうち2番の株式会社八重樫工務店のみが予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから総合評価の対象となりました。最低入札価格1億400万円で応札しました2番の株式会社八重樫工務店に価格評価点として満点の90点を配点し、ほかの3事業者については評価対象外となりました。

総合評価の結果は、合計で2番の株式会社八重樫工務店が97.00点となり、他の3者は評価対象外となりましたので、総合評価点の最も高い株式会社八重樫工務店が落札者となりました。

続きまして、議案第81号令和元年度船迫中学校大規模改造工事（建築工事）請負契約につきまして説明いたします。

議案書65ページをお開きください。

この工事案件につきましても、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札を執行しております。

最初に、契約の内容です。

記の1、契約の目的は令和元年度船迫中学校大規模改造工事（建築工事）です。

2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。

3の契約の金額は、消費税を加算しまして7,975万円になります。

4の契約の相手方は、株式会社松浦組です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、別冊の議案第81号関係資料の1ページをごらんください。

この工事案件も、入札参加者につきましては参加資格を仙南地域の2市7町に本社が所在する事業者とし、建設業法による県の土木一式の総合評定値が750点以上であることなどを条件として制限を付し、参加を求めた結果、町内業者3者と町外業者2者の計5者から入札参加申請がありました。参加申請のあった5者について、2月5日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加資格を有することと認めております。

2ページをお開きください。

入札結果調書になります。入札執行日は2月13日、予定価格につきましては消費税抜きで7,730万円、最低制限価格は消費税抜きで7,051万3,000円です。2月17日に仮契約を締結しております。工期は、議決日の翌日から令和2年3月31日までとなります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段の表で説明いたします。この表にあります評価基準に従い入札参加申請者を評価したのですが、配点については価格以外の評価点Aが10点、価格評価点Bが90点となり、総合評価点はAプラスB満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点につきましてはそれぞれ記載のとおりですが、1番の株式会社サカモトが4点、2番の株式会社今野建設と3番の株式会社八重樫工務店が各7点、4番の株式会社松浦組と5番の株式会社四保工務店について各10点となりました。

次に、価格に関する評価では、1番の株式会社サカモト、3番の株式会社八重樫工務店、4番の株式会社松浦組、5番の株式会社四保工務店の4者の入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから総合評価の対象となりました。最低入札価格7,250万円で応札しました4番の株式会社松浦組に価格評価点として満点の90点を配点し、他の事業者には4番の株式会社松浦組の入札価格に応じた価格評価点を計算し、1番の株式会社サカモトが87.70点、3番の株式会社八重樫工務店が85.86点、5番の株式会社四保工務店が88.18点となりました。

総合評価の結果で合計で1番の株式会社サカモトが91.70点、3番の株式会社八重樫工務店が92.86点、4番の株式会社松浦組が100点、5番の株式会社四保工務店が98.18点となり、総合評価点の最も高い4番の株式会社松浦組が落札者となりました。

以上、入札と契約に係る内容についてのご説明をいたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋たい子君） 続いて、教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 続きまして、建築工事の内容について補足説明をいたします。

配付いたしました議案第79号柴田小学校大規模改造工事関係資料の3ページをお願いいたします。

柴田小学校校舎は、鉄筋コンクリート造2階建てで、平成2年度に建築され、約30年を経過する学校で、今年度トイレ洋式化工事を行っています。配置図と右側に施設概要、工事概要となります。配置図には本工事の対象範囲を斜線部分で示しております。校舎の部分になります。

工事期間ですが、令和2年3月31日までとなっておりますが、現在、国と繰り越し協議を行っているところです。

右側の表の工事概要をごらんください。

建築工事については、校舎の外壁の塗りかえと屋上防水改修を行います。内部は、床の張りかえ、天井の張りかえを行います。なお、分離発注となる機械設備工事については、給排水配管の改修と灯油用の地下タンクのライニングと受水槽の新設を行います。電気設備工事は、校舎教室等の照明をLED電灯に取りかえを行い、放送設備、自動火災報知器受信機の更新を行います。

4ページは校舎の平面図、5ページは立面図となります。

4ページ、校舎1階、2階の平面図をごらんください。

各階の教室と廊下の天井を塗りかえ、床は既存の床材の上に増し張りを行います。2階のバルコニーの防水塗装も行います。

5ページの校舎立面図をごらんください。

外壁については、サッシ周りのシーリングの打ちかえ、ひび割れなどの補修を行い、塗りかえを行います。屋上の防水改修については、アスファルト露出防水となります。

次に、議案第80号西住小学校大規模改造工事関係資料の3ページをお願いいたします。

西住小学校校舎は、鉄筋コンクリート造2階建てで、昭和57年度に建築され、37年を経過する学校です。今年度トイレ洋式化工事を行っています。配置図と右側に施設概要、工事概要となります。配置図には本工事の対象範囲、校舎を斜線部分で示しております。

こちらも工事期間は令和2年3月31日までとなっておりますが、現在、繰り越し協議を行っております。

工事概要をごらんください。

建築工事についてです。校舎の外壁の塗りかえと屋上防水改修を行います。内部は、床の張りかえと壁塗りかえ、パソコン室等の間仕切り壁改修を行います。なお、分離発注となる機械設備工事については、給排水配管の改修と貯水槽、高架水槽の更新、灯油用の地上オイルタンクの新設を行います。電気設備工事は、校舎教室等の照明をLED電灯に取りかえを行い、放送設備、自動火災報知器受信機の更新を行います。

4ページ目は校舎1階、2階の平面図、5ページは立面図となります。

4ページ目の平面図になりますが、各階の教室と廊下の壁を塗りかえ、床は既存の床材を撤去し、新設を行います。1階玄関昇降口のエントランススタイルの張りかえ、2階のバルコニーの防水塗装も行います。

5ページの校舎の立面図をごらんください。

外壁については、サッシ周りのシーリングの打ちかえ、ひび割れなどの補修を行い、塗りかえを行います。屋上の防水改修については、シート防水となります。

次に、議案第81号船迫中学校大規模改造工事関係資料の3ページをお願いいたします。

船迫中学校校舎は、鉄筋コンクリート造3階建てで、昭和61年度に建築され、33年を経過する学校で、平成25年度に屋上防水工事、平成29年度にトイレ洋式化工事を行っております。配置図と右側に施設概要、工事概要となります。本工事の対象範囲を斜線部分で示しております。

こちらも工事期間は令和2年3月31日までとなっておりますが、現在、繰り越し協議を行っております。

右側の表の工事概要をごらんください。

建築工事についてです。校舎の外壁の塗りかえを行います。内部は、床の張りかえ、天井の張りかえ、壁の塗りかえを行い、防火シャッターの更新も行います。なお、分離発注となる機械設備工事については、給排水配管の改修と灯油用地下タンクのライニングを行います。電気設備工事は、普通教室等の照明をLED電灯に取りかえを行い、放送設備、自動火災報知器受信機の更新を行います。

4ページから6ページは校舎1階から3階の平面図、7ページは立面図となります。

まず、平面図のほうからですが、各階の教室、廊下などの床は既存の床材の上に増し張りを行います。特別教室の壁を塗りかえます。なお、普通教室、廊下については、平成27年度に改修済みとなっております。加えて、図書室等の天井張りかえ、防火シャッターの更新と教室建具の改修も行います。また、2階、3階バルコニーの防水塗装も行います。

7ページの校舎の立面図をごらんください。

外壁については、同じくサッシ周りのシーリングの打ちかえ、ひび割れなどの補修を行い、塗りかえを行います。

以上で工事内容の補足説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件3件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

**日程第19 議案第82号 平成30年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水
区5号調整池整備工事請負変更契約について**

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第19、議案第82号平成30年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事請負変更契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第82号平成30年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事請負変更契約についての提案理由を申し上げます。

現在、施工中であります鷺沼排水区5号調整池整備工事におきまして、工事の一部に変更が生じたため、契約の変更を行うものです。

主な内容は、躯体工の壁高変更及び工期延長に伴い仮設賃料を増額するものです。請負業者との協議も調い、工事請負変更仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、議題となりました工事請負変更契約について詳細説明をいたします。

議案書67ページをお開きください。

議案第82号平成30年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事請負変更契約について説明いたします。

この工事につきましては、平成31年3月18日に工事請負契約の議決をいただき、施工を進めております。工事の主な変更内容につきましては、令和元年10月12日に発生した台風19号の影響により工期を令和2年3月31日まで延期することにより、土どめ支保材等の賃料の増額等によ

り増額の変更契約をするものです。

これに伴い、契約の金額につきましては、変更前7億6,680万円で請負契約を締結しておりましたが、3,458万5,100円を増額して、変更後の契約金額を8億138万5,100円とするものです。

変更契約の相手方は、株式会社八重樫工務店となります。

なお、令和2年2月6日に仮契約を締結しております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 続きまして、工事の詳細説明を申し上げます。

お配りしております議案第82号関係資料をお願いいたします。

平成27年度から施工を始めております鷺沼5号調整池であります。

上段左側の平面図をごらんください。赤着色しました番号①、⑦、⑨、⑪の4カ所が今回の工事で実施した調整池底盤のコンクリート工でございます。黒着色部分が、その他の番号については過年度工事で実施した箇所となります。

続きまして、右側中段の詳細断面図をごらんください。一番右の拡大している断面図で説明しますと、一番下の1.5メートルの部分が底盤コンクリート工となります。その上に1リフトから4リフトと表示がありますが、調整池周囲の側壁で、壁の全高は9.65メートルでございます。調整池中央部の土砂を押さえている鋼矢板と外周部には3段の土どめ切り張り材が設置されております。図面表示はございませんが、当初、底盤コンクリートから4.25メートルの高さで側壁コンクリートを打設する計画でありましたが、切り張りを外して施工することができないため、図面表示の4リフトに分割しての施工に変更いたし、今回施工は1リフトの高さ2.55メートルまでの施工となります。

詳細断面図左側の底盤コンクリート下にグラウンドアンカー工の図示がありますが、地下水の浮力による調整池躯体本体の浮上や転倒防止をするため、岩盤に打ち込み、躯体を固定する役目を果たしております。

続いて、右下の工事概要です。土工が、当初1万立方メートルに対し、変更1,000立方メートルでございます。躯体工は、当初、底盤コンクリートの厚さ1.5メートルとあわせて側壁を5.8メートルの高さまでコンクリート量で3,622立方メートルを予定しておりましたが、変更高さは4.05メートル、コンクリート量2,496立方メートルと減となるものです。

グラウンドアンカー工ですが、施工本数の115本に変更はありませんが、アンカー施工の機

械が2種類あり、支障物のない箇所では施工するクローラ型での施工本数が103本から98本に5本減となり、切り張りの下で使用するスキッド型が12本から17本に5本増となるものです。

次に、仮設工について、土どめ支保材賃料の期間を当初180日で積算しておりましたが、アンカーの施工時のボイリングによる経過観測や昨年10月に発生した台風19号等の影響により工程におくれが生じ、379日に変更することから、土どめ支保材の賃料等が増となるものです。

工事説明については以上となります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第20 議案第83号 令和元年度柴田町一般会計補正予算

日程第21 議案第84号 令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程第22 議案第85号 令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

日程第23 議案第86号 令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算

日程第24 議案第87号 令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

日程第25 議案第88号 令和元年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第20、議案第83号令和元年度柴田町一般会計補正予算、日程第21、議案第84号令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算、日程第22、議案第85号令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算、日程第23、議案第86号令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算、日程第24、議案第87号令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第25、議案第88号令和元年度柴田町水道事業会計補正予算、以上6件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第83号令和元年度柴田町一般会計補正予算について、議案第84号令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算について、議案第85号令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算について、議案第86号令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算について、議案第87号令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第88号令和元年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

議案第83号につきましては、歳出では、事務費や事業費の確定による減額補正となっておりますが、新たに令和元年台風19号による農林水産施設災害復旧事業やほ場整備事業に要する経

費等を措置し、歳入では、事業費確定に伴う国県支出金の財源補正を行うとともに、農林水産施設災害復旧費補助金及び災害復旧事業債の増額、財政調整基金への戻し入れなどの補正を行っております。あわせて繰越明許費の追加、債務負担行為の追加及び変更並びに地方債の廃止及び変更を行うものです。歳入歳出それぞれ1億4,109万7,000円を減額し、補正後の予算総額を171億6,481万3,000円とするものです。

議案第84号につきましては、保健事業費の減額によるものです。歳入については、財政安定化支援事業繰入金などの増額であります。歳出については、特定健康診査等事業費の事業確定に伴う減額であります。歳入歳出それぞれ1,539万8,000円を減額し、補正後の予算総額を40億4,887万2,000円とするものです。

議案第85号につきましては、下水道維持管理負担金の減額等によるものです。歳入については、下水道受益者負担金の増額と下水道使用料、流域下水道事業債などの減額であります。歳出については、阿武隈川下流流域下水道維持管理負担金や消費税納付金、水質検査委託料などの確定見込みによる補正であります。歳入歳出それぞれ5,151万6,000円を減額し、補正後の予算総額を21億3,695万円とするものです。

議案第86号につきましては、保険給付費等の減額によるものです。歳入については、国県負担金などの減額であります。歳出については、保険給付費等の減額となります。歳入歳出それぞれ2,722万5,000円を減額し、補正後の予算総額を30億3,762万4,000円とするものです。

議案第87号につきましては、後期高齢者医療保険料の増額によるものです。歳入については、後期高齢者医療保険料の増額であります。歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。歳入歳出それぞれ1,630万7,000円を追加し、補正後の予算総額を4億1,167万2,000円とするものです。

議案第88号につきましては、受託工事費及び人件費の補正によるものです。収益的収入については、150万円減額し、補正後の予算総額は12億9,595万7,000円となります。収益的支出については、163万9,000円減額し、補正後の予算総額は12億1,634万6,000円となります。

以上、各種会計の補正予算の概要を申し述べましたが、詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、議案第83号について、財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書69ページをお開きください。

議案第83号令和元年度柴田町一般会計補正予算です。

第1条です。今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,109万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ171億6,481万3,000円とするものです。

補正の主なものは、国の災害査定や事業の進捗状況に沿って災害復旧費の補正が中心で、繰越明許費の追加及び地方債補正などについても計上しております。

75ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正です。追加19件になります。

2款1項総務管理費、阿武隈急行支援事業は、事業主体である阿武隈急行株式会社による当初から予定していた大規模修繕が台風等の被害により年度内完了が困難となり繰り越すもので、完了は令和3年3月31日を予定しております。

同じく、太陽の村冒険遊び場キッズバイクパーク整備事業については、今回の補正予算で計上しているために委託等に時間を要するため繰り越すもので、完了は6月30日を予定しております。

4款2項清掃費、令和元年台風第19号災害事業については、災害廃棄物の処理に時間がかかり、年度内完了が困難なために繰り越すもので、事業完了は令和3年3月31日を予定しています。

6款1項農業費、農道維持管理費、農道成田1号舗装改修工事及び農業水利事業、四日市場排水機場遊水池しゅんせつ委託料については、災害復旧工事を優先するため繰り越すもので、いずれも完了は6月30日を予定しております。

8款2項道路橋りょう費、一般町道維持管理費、町道船迫30号線道路維持改修工事については、災害により同一路線が甚大な被害を受け、工事の一時中止を余儀なくされたため繰り越すもので、完了は6月30日を予定しております。

4項都市計画費、都市公園等維持管理事業については、台風19号により本事業の上の部分の園路が被害を受け、災害復旧工事のために工事の一時中止を余儀なくされたため繰り越すもので、完了は9月30日を予定しております。

10款1項教育総務費、教育総務課一般管理費の柴田小学校大規模改造工事から次のページの小中学校大規模改造工事までの10カ所の工事については、いずれも令和元年度中に交付決定のあった国庫補助事業において実施設計を進める中で工事着工箇所及び工事内容の検討に時間を要し、かつ、学校への説明や必要な工期を検討、施工順番等の検討に時間を要したために、年度内完了は困難であることから繰り越すものであります。完了は、柴田小学校、西住小学校、

東船岡小学校、船迫中学校の各大規模改造工事がいずれも7月31日、船岡中学校、船迫中学校の各大規模改造工事（武道場トイレ）及び小中学校大規模改造工事（トイレ）はいずれも5月29日、槻木中学校西校舎大規模改造工事、西住小学校及び東船岡小学校プール耐震補強工事については令和3年3月19日を予定しております。

11款1項農林水産施設災害復旧費、農林水産施設災害復旧事業について、令和元年度内の完了が困難なため繰り越すもので、完了は令和3年3月31日を予定しております。

2項土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧事業については、災害が地域的に集中したため、技術者、作業員などの人的不足や資材不足等により現場着手等におくれが生じ、年度内完了が困難なために繰り越すもので、完了は令和3年3月31日を予定しております。

次のページになります。

第3表債務負担行為補正です。追加11件、変更4件となります。

1の追加のうち10件の事業は、いずれも令和2年度当初から遅滞なく事業を実施するために、今年度中に契約行為など事前手続を行うために債務負担行為を設定するものです。期間及び限度額につきましては、それぞれ記載のとおりです。最後の地域福祉センター空調機器設備災害復旧工事については、起債等の財源構成が未確定のために記載のとおり期間及び限度額を設定するものです。

2の変更4件は、予算額の確定により限度額を記載のとおり変更するものです。

次のページをお開きください。

第4表地方債補正です。廃止1件、変更6件となります。

廃止1件は、県営水利施設整備事業負担金で、県整備事業の延期による廃止でございます。

変更6件のうち、ほ場整備事業負担金については、国の補正予算で対応する中名生・下名生地区及び葉坂地区農地整備事業負担金の増額に伴う補正です。地方道路等整備事業費及び防災・安全社会資本整備事業費については、事業費の確定による減額補正です。災害復旧費については、台風19号による災害復旧に係る事業の精査等により、農林業施設災害復旧事業が2,760万円の減、公共土木施設災害復旧事業が1,370万円の減、学校教育施設災害復旧事業が30万円の減、社会教育施設災害復旧事業が3,770万円の減、社会福祉施設災害復旧事業が7,500万円の減、災害対策債災害等廃棄物処理が1億4,640万円の増、公営住宅災害復旧事業1,180万円の増で、合計390万円の増額補正です。

次のページになります。

災害援護資金貸付金については、貸し付け見込みによる減額補正です。臨時財政対策費につ

いては、確定による減額補正です。

次に、82ページをお開きください。

歳入です。主なものについてのみ説明をさせていただきます。

12款1項1目地方交付税601万5,000円の増額は、復興特区における課税免除分などに係る震災復興特別交付税の増によるものです。

15款1項1目総務使用料1節行政財産使用料のうち、土地・建物277万6,000円の減は、地域福祉センター内のまごころホームの使用終了に伴う減額補正となります。

次のページになります。

16款1項1目民生費国庫負担金3節児童手当負担金1,576万8,000円の減は、支給対象児童数の減少に伴う児童手当交付金の交付決定見込みによる減額補正です。

2項4目1節東北観光復興対策交付金1,768万円の減及び5目2節防災・安全社会資本整備交付金1,868万5,000円の減は、交付金の確定見込みによる減額補正です。

次のページをお開きください。

8目災害復旧費国庫補助金1節農林水産業施設災害復旧事業費補助金426万9,000円の減及び2節土木施設災害復旧事業費補助金1億6,744万4,000円の減については、国による災害査定による減額補正となります。

17款1項1目民生費県負担金4節児童手当負担金346万1,000円の減は、国庫支出金と同様に、支給対象児童数の減に伴う交付決定見込みによる減額補正となります。

次のページになります。

2項8目2節農林水産施設災害復旧費補助金1億9,008万2,000円の増は、台風19号により農業施設及び農業機械などの災害復旧に係る補助金の増額補正となります。

次のページをお開きください。

20款1項2目基金繰入金3,871万7,000円の減のうち、財政調整基金3,852万7,000円を減額し、財政調整基金に戻し入れを行います。これによります財政調整基金の残高は、5億5,979万4,243円となります。

次のページになります。

23款1項2目農林水産業債1,780万円の増、3目土木債2,330万円の減、5目臨時財政対策債10万円の減、7目災害援護資金貸付金8,470万円の減、8目災害復旧事業債390万円の増については、先ほど地方債補正で説明しました内容での補正計上となります。

89ページをお開きください。

歳出です。歳入と同様に主なものについてのみ説明させていただきます。

次のページをお開きください。

2款1項2目企画管理費19節負担金補助及び交付金のうち、阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助130万円の増は、災害による救済バス運行に係る所要額の増額補正計上となります。続いて、ふるさと納税返礼品の安定に期するため、ふるさと納税返礼品供給安定化事業として補助金として500万円を補正計上するものです。

92ページをお開きください。

13目地方創生事業費、次のページですが、13節委託料380万円の増はキッズバイクパークサイン企画・制作委託料として補正計上し、18節備品購入費100万円の増はキッズ遊びの棟の関連備品のために補正計上するものです。

95ページをお開きください。

3款1項2目老人福祉費28節繰出金1,335万9,000円の増は、低所得者保険料軽減額の決定の増額等による介護保険特別会計への増額補正計上となります。

3目障害者支援事業費13節委託料109万9,000円の増及び19節負担金補助及び交付金275万3,000円の増は、それぞれの見込み額による増額補正となります。

5目国民健康保険事業費、次のページになりますが、28節繰出金298万5,000円の増は、国民健康保険事業における財政の健全化及び保険税負担の平準化に係る財政安定化支援事業分などを措置するもので、国民健康保険事業特別会計へのルール分の繰出金となります。

2項2目児童措置費20節扶助費2,269万円の減は、支給対象児童数の減少に伴う児童手当の減額補正となります。

98ページをお開きください。

3款3項1目災害救助費21節貸付金8,470万円の減は、貸し付け見込み額による減額補正となります。

100ページをお開きください。

4款1項7目予防費13節委託料567万1,000円の減は、任意予防接種委託料から青年期健康診査委託料まで各種健診等の実績に基づく減額補正となります。

2項1目じん芥処理費、次のページになりますが、19節負担金補助及び交付金1億5,962万5,000円の増は、台風19号による災害廃棄物処理費用などに係る仙南地域広域行政事務組合への負担金を増額補正計上するものです。

次のページをお開きください。

6款1項9目農業水利費19節負担金補助及び交付金690万円の減は、県営事業の次年度への延期のために水利施設整備事業負担金が減額となったものです。

10目は場整備事業費19節負担金補助及び交付金2,400万円の増は、地方債補正で説明しましたとおり、国の補正予算に対応する中名生・下名生及び葉坂農地整備事業負担金の増額補正となります。

104ページをお開きください。

7款1項2目観光整備費13節委託料2,275万円の減は、東北観光復興対策交付金の事業費確定に伴い減額補正計上するものです。

106ページをお開きください。

8款2項3目道路新設改良費15節工事請負費3,926万7,000円の減は、防災・安全社会資本整備交付金事業（道路新設改良事業）の事業費確定等により減額補正計上するものです。

次のページになります。

4項3目28節繰出金3,200万6,000円の増は、公共下水道事業特別会計への事業費見込み額に伴う増額補正を計上するものです。

115ページをお開きください。

11款1項1目農林水産施設災害復旧費15節工事請負費7,371万5,000円の減は、国の災害査定後の結果を踏まえて減額補正を計上するものです。19節負担金補助及び交付金のうち、産地緊急支援事業補助5,000万円の増は台風19号関連で発生した稲わらの収集運搬に対する補助、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業補助2億166万1,000円の増は同じく台風19号関連で農業施設及び農業機械等の災害復旧費を補助するもの、被災農家等営農再開緊急対策事業補助203万9,000円の増は同じく台風19号関連で収穫後の米が浸水した被害に対する補助に伴う増額補正を計上するものです。

次のページをお開きください。

2項1目土木施設災害復旧費15節工事請負費2億2,169万5,000円の減については、国の災害査定後の結果を踏まえて減額補正を計上するものです。

3項2目社会教育施設災害復旧費15節工事請負費3,773万円の減については、船迫公民館災害復旧工事について復旧内容の検討等の時間を要し、かつ、起債等の財源構成が未確定のために令和2年度に予算案を改めて計上することから、全額を減額補正するものです。

次のページになります。

4項1目民生施設災害復旧費15節工事請負費7,510万円の減は、地域福祉センター空調機器

設備災害復旧工事の起債等の財源構成が未確定のために債務負担行為で措置するため、全額を減額補正するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第84号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書123ページをお開きください。

議案第84号令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,539万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億4,887万2,000円とするものです。

126ページをお開きください。

歳入です。主なものについてのみ説明をさせていただきます。

4款1項1目保険給付費等交付金2節の特別交付金、特定健康診査等負担金365万7,000円の減ですが、現年度分の特定健康診査等の事業確定見込みによる減額補正となります。

次に、6款1項1目一般会計繰入金298万5,000円の増額ですが、これは財政安定化支援事業の確定見込みによる増額分をルール分として一般会計より繰り入れするものです。

6款2項1目財政調整基金繰入金1,475万5,000円の減額ですが、特定健康診査等事業の事業確定に伴い、その財源となる財政調整基金の減額や組み替えによる基金への繰り戻しを行うものです。それにより、財政調整基金残高は4億9,255万3,817円となります。

次に、127ページになります。

歳出です。

5款1項1目特定健康診査等事業費1,474万3,000円の減は、特定健康診査等の事業確定見込みによるものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第85号について、上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 議案書129ページをお願いいたします。

議案第85号令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算につきましての詳細説明を申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正は、それぞれ5,151万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億3,695万円に補正するものでございます。

132ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正の追加3件です。予算科目は、2款下水道事業費1項下水道事業費となります。

初めに、公共下水道事業の7,664万5,000円ですが、昨年9月に発注しておりました中名生佐野の県道白石柴田線上で施工しております三名生活污水幹線工事において、阿武隈急行線高架跡の交差部分の施工に当たり、発注以前から阿武隈急行株式会社と施工協議を行っていましたが、予想以上に時間を要したことから年度内完成が困難となったものでございます。完成については、4月末を見込んでおります。

次に、浸水対策下水道事業の6億7,303万3,000円ですが、さきと同じく昨年9月に発注しておりましたが、鷺沼1号雨水幹線工事のボックスカルバート布設に当たり、前発注工事との迂回路確保の交通規制の制約と既設占用物件の移設に時間を要したものでございます。完成は、6月末見込みでございます。また、ことし1月、第2回会議にて補正予算を議決いただきました鷺沼5号調整池の整備工事分で全額繰り越しをお願いするものです。

続きまして、下水道ストックマネジメント事業2,320万円ですが、事業内容は汚水マンホールとマンホールぶたの修繕改良計画を行うための計画策定業務でありましたが、調査箇所の再検討と着手順位の決定等に時間を要したことから、年度内完了が困難となったことから全額の繰り越しをお願いするものです。完了は6月末見込みでございます。

133ページをお願いいたします。

第3表地方債補正です。公共下水道事業費と流域下水道事業費の変更2件となります。詳細は、後の歳入にて説明させていただきます。

135ページをお願いいたします。

歳入です。主な項目についてご説明申し上げます。

1款1項1目負担金、公共下水道受益者負担金におきまして1節、現年度分597万8,000円の増額は、分割納付から一括納付への変更申し出があったことによる増額補正となります。

2款1項1目使用料8,811万9,000円の減額につきましては、公共下水道使用料現年度分、滞納繰越分、それぞれの確定見込みによる減額補正でございます。現年度分使用料が大きく減額となった理由でございますが、令和2年4月から下水道事業会計に移行することに伴い、令和2年3月31日で打ち切り決算となり、これまでは5月31日まで納入された額を決算することができた出納閉鎖期間がなくなるため、減額をお願いするものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金3,200万6,000円の増は、下水道使用料等が減額見込みのため、一般会計繰入金増額をお願いするものです。

次ページ、136ページをお願いいたします。

7款1項1目町債の公共下水道事業債30万円の減額は、公共下水道事業未普及対策及び委託対策工事及び委託料の確定によるものです。

2目流域下水道事業債140万円の減額は、宮城県阿武隈川下流流域下水道の補助対象費が確定したことによる減額補正となります。

続いて、137ページ、歳出です。

1款1項2目汚水管理費11節需用費、修繕料の450万円の減額は、舗装及びマンホール等の修繕が例年より少なかったため減額補正するものです。同じく13節委託料389万7,000円の減額は、いずれも委託料の確定見込みによる減額補正をするものです。19節負担金補助及び交付金の1,668万7,000円の減額は、宮城県阿武隈川下流流域下水道維持管理負担金等の確定によるものでございます。

次の138ページをお願いいたします。

同じく27節公課費の928万4,000円の減額は、消費税及び地方消費税の確定申告及び中間納付額の確定によるものです。

2款1項1目公共下水道建設費22節補償補填及び賠償金150万円の減額は、当初、大原地区の汚水管整備工事におきまして水道本管350ミリが支障になる見込みでありましたが、推進工法の立坑位置の見直しにより水道管の移設が回避できたため、減額補正するものです。

次の139ページをお願いいたします。

3款1項1目流域下水道費19節負担金補助及び交付金の流域下水道事業受益者負担金154万1,000円の減額は、宮城県において補助対象事業費が確定したことによる減額補正となります。

5款1項1目公債費の元金ですが、財源の組み替え補正を行うものです。同じく2目公債費の利子の1,028万5,000円の減額は、地方債利子確定によるものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第86号について、福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 議案第86号令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算について詳細説明をさせていただきます。

議案書の143ページをごらんください。

今回の補正は、歳入に係る介護保険料及び国庫支出金の確定見込みによる補正及び歳出に係る一般管理費及び介護給付費の支出見込みの増減補正となります。

第1条です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,722万5,000円を減額し、総額を30

億3,762万4,000円とするものです。

議案書の146ページをごらんください。

債務負担行為補正となります。記載されている2つの事業は、4月1日から切れ目なくサービスを提供する事業となることから債務負担行為を行うものです。委託期間にあつては、掲載のとおり、令和2年度1年となります。限度額については、おのこの記載されている額となります。

議案書の148ページをごらんください。

歳入の主な項目のみ説明させていただきます。

1款1項1目第1号被保険者保険料1節現年度分特別徴収保険料の900万円の減額は、主な要因といたしましては、6月の議会で採択をいただきました介護保険条例の改正で、消費税率の改定に伴い、低所得者の被保険者の軽減が図られました。この低所得者の保険料の軽減に伴う減額補正となります。同じく2節現年度分普通徴収保険料517万2,000円の増額は、第1号被保険者の普通徴収対象者の増加による補正となります。続いて、滞納繰越分普通徴収保険料62万円の増額は、過年度分の未納保険料が例年より多く納入になっていることから増額となるものです。

3款国庫支出金2項の国庫補助金5目保険者機能強化推進交付金457万円の増は、いわゆる保険者評価指標に基づくインセンティブで、配分額が確定したことによる補正となります。

149ページの4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金の3,933万円の減額と5款1項県負担金1目介護給付費負担金261万4,000円の減額は、おのこの介護給付費負担金の確定による補正となります。

7款1項1目介護給付費繰入金2節事務費繰入金の250万円の減額は、認定調査委託費及び日常生活圏ニーズ量調査業務委託などの請差が生じたことによる減額となります。

続いて、4目の低所得者保険料軽減繰入金1,585万9,000円の増額は、消費税率変更による低所得者の保険料の負担金軽減の補填となります。半年分の軽減額が確定交付されたこととなります。

続きまして、歳出の補正について説明をいたします。

150ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費13節委託料182万3,000円の減額は、主に日常生活圏ニーズ量調査委託料の請差による減額となります。

1款3項1目の介護認定費12節役務費、通信運搬費の49万9,000円の減額は、要介護認定調

査件数の当初見込みより件数が少なくなったことによる減額となります。

151ページの2款1項1目居宅介護サービス給付費19節負担金補助及び交付金の2,107万1,000円の減額、同じく6目居宅介護サービス計画給付費の800万円の減額、おのこのサービス給付量が減少となる見込みになったことによる減額となります。

4款3項1目一般介護予防事業費の13節委託料30万円の減額は、仙台大学との連携事業で実施しております元気はつらつお達者dayについて、台風等の被害により事業が中止になったこと、その他申し込みが少なかったことによる減額補正となります。

5款1項1目基金積立金458万2,000円の増額は、介護保険給付費準備基金の資金運用に係る利子1万115円と、歳入で説明いたしましたインセンティブの保険者機能強化交付金の457万円を積み立てるもので、これにより令和元年度末残高は1億9,872万3,550円となる見込みです。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第87号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書153ページをお開きください。

議案第87号令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,630万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,167万2,000円とするものです。

156ページをお開きください。

歳入です。1款1項1目特別徴収保険料901万4,000円、2目普通徴収保険料729万3,000円の増額ですが、これにつきましては被保険者の異動に伴う現年度分保険料の増によるものです。

次に、歳出です。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1,630万7,000円の増額ですが、保険料の増額に伴い広域連合への納付金を増額するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第88号について、上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 議案書157ページをお願いいたします。

議案第88号令和元年度柴田町水道事業会計補正予算につきましての詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、町長が申し上げましたが、主なものは消火栓工事の減額及び人件費の補正を行うものです。

第2条です。予算第3条におきまして定めております収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入におきまして、第1款水道事業収益、既決予定額12億9,745万7,000円から150万円減額し、補正後の額を12億9,595万7,000円とするものです。

支出におきましては、第1款水道事業費用、既決予定額12億1,798万5,000円から163万9,000円を減額し、補正後の額を12億1,634万6,000円とするものです。

第3条です。予算第7条に定めております職員給与費を13万9,000円減額し、3,744万1,000円に改めるものです。

次に、165ページをお願いいたします。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

収入です。1款1項3目受託工事収益1節給水工事収益の消火栓設置工事について減額補正を行うものです。

支出です。1款1項1目原水及び浄水費及び4目総係費について、確定等によります手当、賞与引当金繰入額の人件費を補正するものです。また、3目受託工事費の消火栓設置工事ですが、収入と同じく減額補正するものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件6件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分、再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時01分 散 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年3月2日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 10番 佐々木 裕 子

署名議員 11番 安 部 俊 三